

平成 1 4 年度環境省政策評価書 (概要版)

平成 1 5 年 8 月

環境省

平成14年度環境省政策評価書(概要版)

- 目次 -

1	はじめに	・・・	1
2	平成14年度政策評価のポイント	・・・	3
3	平成14年度事後評価結果の概要	・・・	3
4	平成16年度の環境政策の企画立案に向けて	・・・	26



1. はじめに

この概要版は、環境省が行った平成14年度環境省政策評価をもとに、その内容をわかりやすくかいつまみ、多くの方に見ていただけるよう編集を行ったものです。

政策評価は、行政機関が自分たちの政策の効果を測定・分析し、客観的な判断を行うことにより、政策の見なおしや的確な企画立案、その実施に役立つ情報を提供するために行うもので、「plan(企画立案)」、「do(実施)」、「see(評価)」という政策のマネジメントサイクルの中に組み込まれて実施されます。

政策評価制度の導入の経緯

「行政改革会議最終報告」(平成9年12月)において、政策の効果について、事前・事後に厳正にかつ客観的な評価を行い、それを政策の企画立案に反映させる仕組みを充実強化する必要があるとの提言がなされ、政策評価制度は、中央省庁等改革の大きな柱として導入が進められてきました。

平成13年1月には、「政策評価に関する標準的ガイドライン」により、全政府的な政策評価制度が導入され、さらに、平成14年4月には、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の施行により、本格的な政策評価制度が始まりました。

政策評価制度の目指すもの

国民本位の効率的で質の高い行政の実現

国民のみなさんが求める必要最小限の費用で効果的・効率的な政策運営を実現することです。

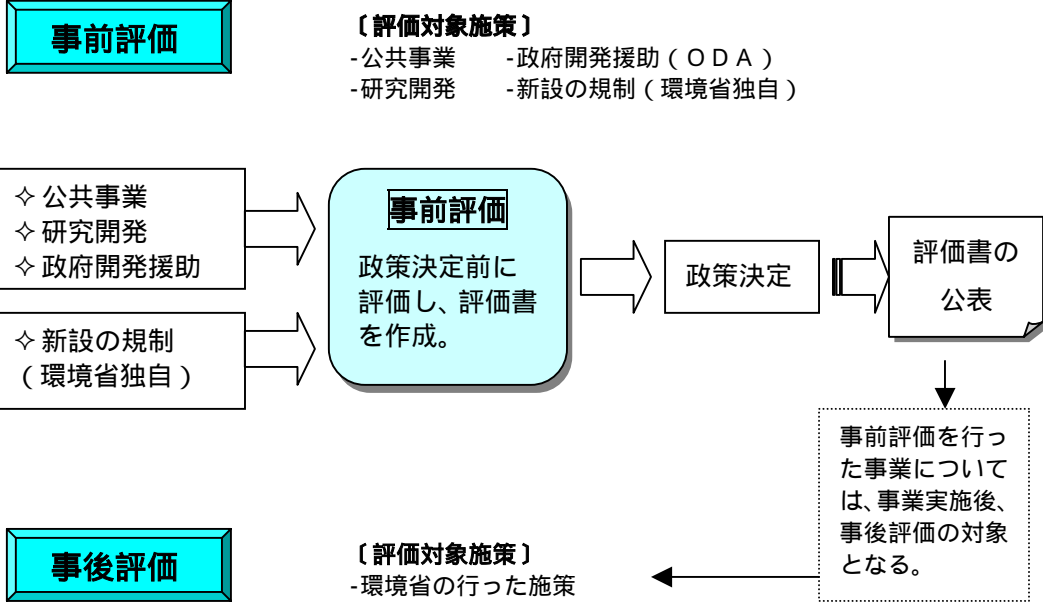
国民的視野に立った成果重視の行政への転換

職員の意識改革を進め、実際にもたらされる成果を重視する、国民のみなさんにとって満足度の高い行政に転換することです。

国民に対する行政の説明責任の徹底(アカウンタビリティ)

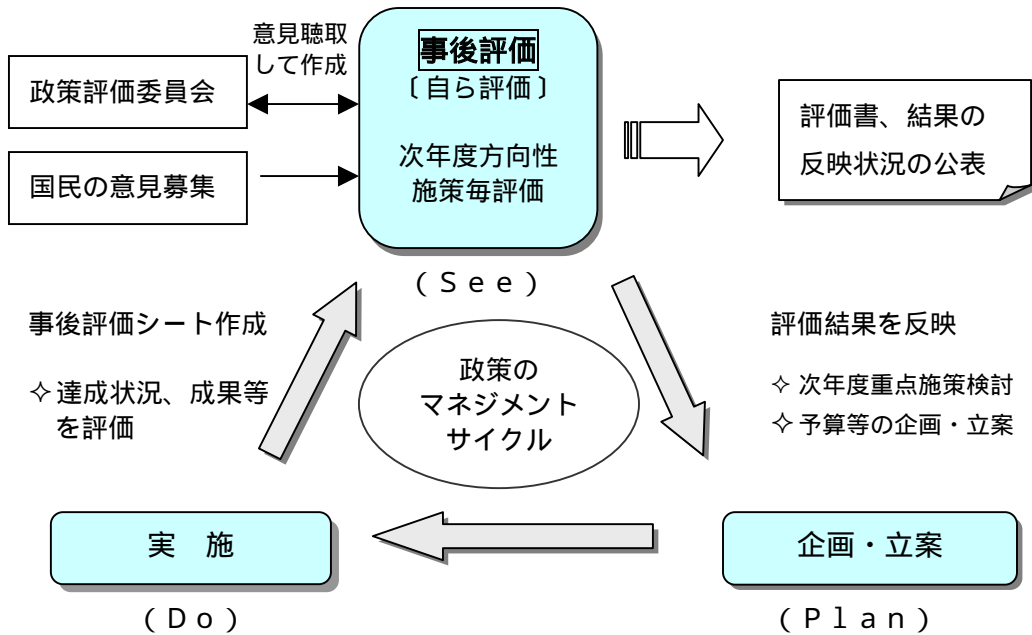
政策評価の結果等を国民のみなさんにきちんと説明していくことで、透明性が高く分かりやすい行政を徹底することです。

環境省における政策評価の仕組み



【目的】

省の政策全体の進捗状況を把握・評価し、新たな政策の企画立案及び既存政策の見直しに活用すること。





2. 平成14年度政策評価のポイント

14年度の政策評価では、14年度までに環境省が行った施策（48施策に分類）について、あらかじめ施策毎に設定した目標の達成状況や施策の成果等について評価を行いました。また、この評価をもとに、16年度に環境省が重点的に行うべき政策の方向性を示しました。



3. 平成14年度事後評価結果の概要

環境省政策評価基本計画及び政策評価実施計画に基づき、環境政策体系に掲げる48施策について、あらかじめ設定した目標の達成状況を客観的な指標等によって測定を行い、施策に係る現状及び課題等の分析を踏まえて事後評価を実施しました。

ここでは、48施策毎に、予算額、目標（下位目標）、指標（参考指標）、実績値、目標値、達成状況及び評価結果の概要について取りまとめました。

環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現

施策名		予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)	指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要		
地球規模の環境の保全	(1)	地球温暖化対策	1,050	2008年から2012年の温室効果ガスを基準年(1990年、代替フロン等3ガスについては1995年)比6%削減(京都議定書の削減約束)する。	温室効果ガスの総排出量 (百万トン(CO ₂ 換算))	1,332 (H12年度)	1,159 (2008年~2012年)	2000年で基準年(1990年)比約8%増加している。 二酸化炭素排出量を部門別に見ると、二酸化炭素排出量の約4割を占める産業部門(工業プロセス(基準年比で減少)を除く)からの排出は1990年比で0.9%、運輸部門は20.6%及び民生(家庭)部門は20.4%の増加となっている。	京都議定書6%削減約束を達成するには、基準年比総排出量の14%分の追加対策が必要であり、増加が続いている運輸・民生部門における二酸化炭素排出量の抑制対策を中心に、なお一層の排出削減に向けた取組を進めていかなければならない。地球温暖化対策推進大綱に盛り込まれた第1ステップ(2002年~2004年)において行うべき施策を着実に推進していくとともに、第2ステップに向けて対策の評価・見直しを行い、その結果に基づき、必要に応じて追加的対策を導入していくことが重要である。また、国際的取組としては、米国や開発途上国を含むすべての国が参加する共通のルールが構築されるよう、引き続き最大限の努力を傾ける必要がある。	
			(下位目標1)	2008年から2012年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を1990年比で総排出量の2%相当分削減する。	エネルギー起源二酸化炭素排出量 (百万トン(CO ₂ 換算))	1,160 (H12年度)	1,023 (2008年~2012年)			
			(下位目標2)	2008年から2012年の非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を1990年度比で総排出量の0.5%相当分削減する。	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量 (百万トン(CO ₂ 換算))	136.3 (H12年度)	131 (2008年~2012年)			
			(下位目標3)	2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を1990年度比で総排出量の2%相当程度の増加に抑制する。	代替フロン等3ガスの排出量 (百万トン(CO ₂ 換算))	35.6 (H12年度)	73 (2008年~2012年)			
			(下位目標4)	2005年中までに全都道府県に都道府県地球温暖化防止活動センターを設置する。	都道府県地球温暖化防止活動推進センターの設置数	13 (H14年度)	47 (2005年)			
			(下位目標5)	2005年以内に地球温暖化防止活動推進員の登録者数を4,000名程度とする。	地球温暖化防止推進員登録者数 (名)	2,496 (H14年度)	4,000 (2005年)			
			(下位目標6)	我が国における京都メカニズム(CDM・JI・排出量取引)活用のための体制整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速する。	-	-	-			
			(下位目標7)	京都議定書の削減約束達成に向けて、関係各国との情報交換を密に行い、国際協力及び経験交流に努める。	-	-	-			
	(下位目標8)	京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、地球温暖化対策推進大綱に記載されている目標である3.9%(1,300万炭素トン)を確保する。	温室効果ガスの吸収量 (万トンC)	(未測定)	1,300 (2008年~2012年)					
	(2)	オゾン層保護対策	123	オゾン層の状況等の監視を行うとともにオゾン層破壊物質の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護・回復を図る。	(参考指標) 南極オゾンホール面積 (万km ²)	2054 (H14年度)	-	国内2地点におけるハイドロフルオロカーボン(HFC)及びオゾン層破壊物質の大気中濃度、オゾン・レーザレーダー等による大気オゾン全量の測定を行った。また、オゾン層保護法関連法令を改正し、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の削減を強化した。これらの取組により、我が国の大気中におけるクロロフルオロカーボン(CFC)濃度はほぼ横ばい、または減少してきている。一方、HCFC及びハロンの大気中濃度は増加傾向にある。また、我が国、特に札幌上空のオゾンは依然として減少傾向にある。	CFC(クロロフルオロカーボン:いわゆるフロン)等のオゾン層破壊物質については、既に大気中濃度が低下しているものもあり、オゾン層破壊物質の生産・消費の規制及び回収・破壊等の推進を通じた総合的な対策は有効であると考えられる。一方、オゾン層の減少は継続しており、また、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)やハロンの大気中濃度は増加傾向にあることから、引き続きオゾン層保護対策を実施していく必要がある。	
				(下位目標1)	オゾン層等の状況を把握し、オゾン層破壊物質の規制効果を評価する。	-	-			-
				(下位目標2)	オゾン層破壊物質の排出抑制・使用合理化を進める。	H C F C (ハイドロクロロフルオロカーボン)消費量(ODPトン)	3,500 (H14年)			3,615 (H16年) 全廃 (2020年)
				(下位目標3)	機器等の廃棄時におけるフロン類の適切な回収・破壊の実施の確保を図る。	-	-			-
				(下位目標4)	アジア地域の途上国のモントリオール議定書遵守のため、日本の経験を生かした支援を行う。	-	-			-

注: 目標・指標については、数値が大きいほうが良いもの(例、環境基準達成率、リサイクル量等)と小さいほうが良いもの(例、温室効果ガスの総排出量、不法投棄件数等)がある。

施策名		予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)		指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要	
地球規模の環境の保全	(3)	酸性雨対策	東アジア地域を中心に、国際的な連携の下でのモニタリング、調査研究等の国際協力を進め、酸性雨による環境影響を防止する。		-		-	EANET 参加国は1ヶ国増加し、酸性雨モニタリング地点は1地点増加した。国内モニタリングによりデータを取得するとともに、長期モニタリングとして適切なモニタリング体制に移行するための整備を行った。また、EANET 参加国における酸性雨モニタリングの技術的能力向上のための協力を進めた。	EANET モニタリング体制の充実・強化がなされとともに、酸性雨モニタリングの技術的能力の向上がなされた。また、国内モニタリングによるデータの取得がなされ、酸性雨の実態解明調査が進められるなど、酸性雨による環境影響を防止するための取組については、着実に進展している。今後は、国際協調に基づく酸性雨対策(特に発生源対策に結びつく施策)の枠組みづくりや中国等で被害が激化している黄砂の飛来実態等を把握し、対策を進める上での情報を収集する必要がある。	
			(下位目標1)	東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)の活動を推進する。	EANET モニタリング (酸性沈着) 地点数	44 (H14年度)	検討中			
			(下位目標2)	酸性雨による環境影響を把握するための国内モニタリングによるデータを取得する。	(参考指標) 国内酸性雨モニタリング地点数	48 (H14年度)	31			
			(下位目標3)	酸性雨に関する国際協力を推進する。	EANET 分析精度管理目標達成率 (%)	93.5 (H13年度)	100			
地球規模の環境の保全	(4)	海洋環境の保全	国際的な連携の下で油や有害液体物質、廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進するとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備を図る。					関連法の着実な施行を図るとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備等を推進した。 また、ロンドン条約 96 年議定書の批准に向けた準備を計画的に進めており、議定書批准の準備が整いつつある。 NOWPAP については、活動促進のための取組を進めたことにより、事前準備の段階から具体的活動の推進の段階に移行しつつある。 海洋モニタリングの継続的な実施を行い、我が国周辺海域の海洋汚染の発生状況等を調査した結果、調査海域における汚染は認められなかった。	廃棄物、油、有害液体物質等については、各種の規制措置を講じてきており、これにより海洋汚染の未然防止が図られてきているが、新たな条約の発効等に伴う規制の強化への対応や、継続的な監視、国際協力への貢献等の観点から、引き続き各種施策を積極的に講じていく必要がある。	
			(下位目標1)	条約等の規制に基づき我が国の国内制度を整備し、船舶からの廃棄物の海洋投入処分に係る規制を推進する。	廃棄物海洋投入処分量(万トン)	391 (H14年度)	検討中			
			(下位目標2)	条約等の規定に基づき我が国の国内制度を整備し、船舶からの油、有害液体物質の排出に係る規制を推進する。	-		-			
			(下位目標3)	油流出事故の発生時における適切な対応体制の整備を推進する。	-		-			
		(下位目標4)	国連環境計画が推進する北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)に基づく取組を推進する。	-		-				
大気環境の保全	(1-1)	固定発生源対策	環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。		一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	99.6 (H13年度)	100	一酸化炭素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては全ての測定局において環境基準を達成しており、二酸化いおうについてもほとんど全ての測定局で環境基準を達成している。 浮遊粒子状物質の環境基準達成率は平成 12 年度と比較して減少しているが、これは気象条件や黄砂などの要因が考えられる。二酸化窒素の環境基準達成率は、平成 12 年度と同様に比較的高くなっている。	硫酸酸化物、窒素酸化物については、工場・事業場の排出規制は着実に効果をあげていると考えられる。しかし、浮遊粒子状物質については、大都市地域を中心に環境基準の達成状況は低く、固定発生源に起因する原因物質について、総合的な対策の検討が課題となっている。また、光化学オキシダントについては、環境基準の達成状況は依然として極めて低い水準で推移している。	
			(下位目標1)	二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準の達成率を向上させる。		二酸化いおう	100 (H13年度)			100
						一酸化炭素	66.6 (H13年度)			100
						浮遊粒子状物質	99.0 (H13年度)			100
						二酸化窒素	0.5 (H13年度)			100

施策名		予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)		指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要
大気環境の保全	(1-1)	固定発生源対策 (続き)	536 (続き)	(下位目標2)	有害大気汚染物質に係る環境基準達成率(%)	ベンゼン 81.7 (H13年度)	100	(前頁から続く) ベンゼンについては平成13年度において、18%の地点で環境基準値を超過しているものの、全般的には改善傾向にある。 光化学オキシダントの環境基準達成率は依然として低い。	(前頁から続く)一方、低濃度であっても長期間の吸入により健康影響が懸念される有害大気汚染物質については、ベンゼン等4物質に環境基準が設定されているが、これについては、ベンゼンを除き環境基準は達成されており、大気汚染防止法に基づく排出抑制や事業者の自主的な取組による有害大気汚染物質排出抑制対策は有効に機能していると考えられる。しかし、ベンゼンについては高濃度の地域があるため、全国を単位とした個別事業団体の自主管理に加えて、高濃度地域を単位としたベンゼンの地域自主管理による排出抑制対策が導入されており、引き続き対策を実施していく必要がある。
					トリクロロエチレン 100 (H13年度)	100			
					テトラクロロエチレン 100 (H13年度)	100			
					ジクロロメタン 100 (H13年度)	100			
		(1-2)	自動車排ガス対策	807	環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。	全国の測定局における環境基準達成率(%)	二酸化いおう 99.6 (H13年度)	100	二酸化いおうについてはほぼ全て、一酸化炭素については、全ての測定局で環境基準を達成している。二酸化窒素については、9割程度で近年横這いの傾向が続いている。浮遊粒子状物質は気象要因等により達成率が低下しているが、年平均値は緩やかな低下傾向にある。(平成13年度は黄砂の影響あり。)また、光化学オキシダントの達成率は極めて低い水準にとどまっている。 自動車NOx・PM法対策地域では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも環境基準の達成率は依然として厳しい状況が続いている。 一方、低公害車普及台数、政府の一般公用車への低公害車の導入については、順調に普及・導入が進んでいる。燃料電池自動車については、政府公用車として市販第1号となる5台を率先導入したところである。
				(下位目標1)	自動車NOx・PM法の対象地域において、二酸化窒素については大気環境基準を平成22年度までにおおむね達成する。浮遊粒子状物質については平成22年度までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより、大気環境基準をおおむね達成する。	対策地域におけるNO2・SPMの環境基準達成率(%)	一酸化炭素 100 (H13年度)	100	
						浮遊粒子状物質 63.3 (H13年度)	100		
						二酸化窒素 94.8 (H13年度)	100		
						光化学オキシダント 0.6 (H13年度)	100		
						二酸化窒素 87.0 (H13年度)	概ね達成 (H22年度)		
						浮遊粒子状物質 44.4 (H13年度)	概ね達成 (H22年度)		
				(下位目標2)	低公害車の普及促進を図る。	低公害車の普及台数(台)	3,814,021 (H14年12月末)	千万台以上 (H22年度 のできるだけ早期)	
						燃料電池自動車の普及台数(台)	5 (H15年4月)	5万台 (H22年度)	
						一般公用車への低公害車の導入率(%)	45 (H14年度)	100% (H16年度末)	

施策名		予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)		指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要		
大気環境の保全	(1-3)	基礎調査・監視測定体制の整備等	1,611	今後の大気環境保全施策を進める上で基礎となる監視観測体制の整備、科学的知見の充実、その他基礎調査を進めることにより、大気汚染に関し、人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。					<p>地方公共団体の常時監視測定局の整備が進み、平成13年度末現在、一般環境測定局1,698局、自動車排出ガス測定局423局が設置されている。リアルタイムの大気環境データ及び光化学オキシダント注意報をインターネットで一般公開する「大気汚染物質広域監視システム(愛称:そらまめ君)」の整備については、大気汚染対策の検討・実施に役立つとともに、国民がその必要性を理解する上で有効であると考えられる。また、有害大気汚染物質については、今後、有害大気汚染物質の測定方法の開発、効果的・効率的なモニタリング方法の確立等が必要である。</p> <p>健康影響が懸念されている微小粒子状物質(浮遊粒子状物質のうち、粒径2.5μm以下のもの:PM2.5)やディーゼル排気微粒子(DEP)については、科学的知見を集積し、これまでにPM2.5の疫学及び毒性データの集積やDEPの発がんリスクの試算や曝露評価のためのデータの集積等実績をあげつつある。今後は、従来の取組を一層充実するとともに、さらに微小な粒子(環境ナノ粒子)に関する知見の収集が必要である。</p>		
				(下位目標1)	大気環境体制の整備・データの公表をする。	-	-	-			
				(下位目標2)	種々の大気汚染物質に関する科学的知見の充実を図る。	-	-	-			
	(2)	大気生活環境対策	218	環境基準の達成・確保等により、大気環境に関し生活環境を保全する。					<p>一般環境に係る騒音の環境基準の達成率は上昇傾向にある。道路に面する地域に係る環境基準の達成率については、現時点では一般的な傾向として評価することは困難である。航空機騒音に係る環境基準の達成率は上昇してきているものの、依然未達成の地点数は多い状況である。新幹線騒音に係る環境基準達成率はほぼ横這いであるが、依然未達成の地点は多く、厳しい状況である。</p> <p>騒音・振動については、長期的には苦情件数は減少しているが、騒音規制法の規制対象外の発生源や建設作業振動に対する苦情が増加傾向にある。</p> <p>また、悪臭については、野外焼却や個人住宅等に対する苦情を中心に苦情件数は増加傾向にある。</p> <p>14年度に、ヒートアイランド対策関係府省連絡会議が設置され、ヒートアイランド対策に係る大綱の策定に関する基本的な方針が決定された。</p>		
				(下位目標1)	騒音に係る環境基準の達成率を向上させる。	環境基準達成率(%)	騒音	一般地域		73.8 (H13年度)	100
								道路に面する地域		77.6(同上)	100
						航空機騒音	測定地点ベース(地方公共団体が測定した結果を集計)	74.5 (H13年度)		100	
					新幹線騒音	同上	74.5 (H13年度)	100			
(下位目標2)				騒音に係る苦情を減少させ、良好な生活環境を保全する。	騒音に係る苦情件数	14,547 (H13年度)	-				
(下位目標3)				振動に係る苦情を減少させ、良好な生活環境を保全する。	振動に係る苦情件数	2,480 (H13年度)	-				
(下位目標4)	悪臭に係る苦情を減少させ、良好な生活環境を保全する。	悪臭に関する苦情件数	23,776 (H13年度)	-							
		臭気指数規制の導入自治体数(累計)	67 (H14年度)	-							
(下位目標5)	ヒートアイランド対策を推進し、ヒートアイランド現象を緩和させる。	-	-	-							
(下位目標6)	光害対策に対する各主体の関心・理解を深める。	スターウォッチングネットワーク参加者数(人)	12,745 (H13年度)	-							

施策名		予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)	指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要			
水環境の保全	(1)	流域の視点から見た水環境の保全	498	人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準等の目標を設定し、これらの達成、維持するとともに、健全な水循環を確保する。	環境基準の達成率(%)	公共用水域	健康項目	99.4 (H13年度)	100	環境基準の設定については、ダイオキシン類による水底の底質の汚染に係る環境基準の設定を行った。また、健康項目の基準値の見直し及び水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について中央環境審議会に諮問し、検討を行った。 環境基準の達成率について、公共用水域における健康項目は、ほぼ環境基準を達成している。一方、生活環境項目については、改善傾向にあるものの、成果が芳しくない。特に湖沼、内湾等の閉鎖性水域における環境基準の達成率が低い。地下水については、硝酸性窒素及び亜硝酸酸窒素に係る環境基準超過率が高い。 また、健全な水循環の確保に向け、全国調査を行い、水環境上の問題が深刻な流域をモデル流域とした水循環回復計画策定に関連する検討を行った。	公共用水域における環境基準のうち、湖沼、内湾等の閉鎖性水域において依然として達成率が低い状態にあり、これらの水域において汚濁物質を一層低減するための対策を充実させる必要がある。 健康項目については、公共用水域ではほぼ基準を達成しているが、地下水については、環境基準を超過する項目があり、特に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の基準値超過率が高い。過去の行為が汚染原因の場合も多く、汚染の早期発見と浄化等の対策が必要である。 環境保全上健全な水循環の確保に向けた調査・検討を進めているが、今後更に幅広い観点からの取組を推進していく必要がある。
							全体	79.5 (H13年度)	100		
							河川	81.5 (H13年度)	100		
							湖沼	45.8 (H13年度)	100		
							海域	79.3 (H13年度)	100		
							地下水	92.8 (H13年度)	100		
					ダイオキシン類基準達成率(%)	公共用水域	97.9 (H13年度)	100			
						地下水	100 (H13年度)	100			
					(下位目標1)	人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質について、安全性評価を行うとともに、環境中検出状況を踏まえ、基準値等を設定する。	(参考指標)要調査項目の設定物質数(物質群)	80 (H14年度)	-		
					(下位目標2)	水生生物保全の観点からの基準の設定等生活環境に係る環境基準を見直す。	(参考指標)水生生物保全環境基準設定検討物質数	8 (H14年度)	-		
					(下位目標3)	健全な水循環の確保の観点からの水環境保全のための取組を推進する。	(参考指標)良好な水辺空間創出事業支援数(事業)	13 (H14年度)	-		
					(下位目標4)	小中学生や市民団体等による水生生物の調査を行い、環境問題への関心を高める。	(参考指標)全国水生生物調査参加者数(人)	87,450 (H13年度)	-		
(2)	水利用の各段階における負荷の低減	427	各種の発生源から水利用の各段階を踏まえた水環境への負荷低減及び浄化対策を推進する。	環境基準の達成率(上記「流域の視点から見た水環境の保全」参照)			環境基準の達成率について、健康項目は、水質汚濁防止法等による排水規制等の効果により、全国的にほぼ問題がない状況にある。一方、生活環境項目については、特に有機汚濁項目の達成状況は上昇傾向にあるものの伸び悩んでいる。 地下水汚染対策については、水質汚濁防止法に基づき有害物質の地下水浸透を規制するとともに、常時監視により汚染状況の把握に努めた。また、簡易で経済的な浄化対策の普及を図るため、浄化技術の実証試験を行い効果を評価した。 底質汚染対策については、水銀及びPCBによる底質汚染について除去等を講じる必要があった水域のほぼすべてにおいて対策を終了している。	水質汚濁防止法に基づく排水規制等は一定の成果をあげ、水環境は改善されつつあるが、排水基準項目以外や非特定汚染源からの汚染等に対応するため、新たな排水管理に向けた取組が必要である。 また、平成15年3月に開催された第3回世界水フォーラムにおいて、良いガバナンス・人材育成・資金調達を柱とする閣僚宣言が採択され、世界の水問題解決のための具体的な行動提案が水行動集として取りまとめられた。登録した行動提案を実施し、世界の水問題解決に貢献する必要がある。			
			(下位目標1)	特定事業場に対する排水規制の実施により、水環境への負荷の低減を図る。	特定事業場への立入検査件数(件)	59,980 (H14年度)			-		
			(下位目標2)	生活排水対策及び非特定汚染源対策の調査・検討の実施により、水環境への負荷の低減を図る。	生活排水対策重点地域*に指定された地域数(地域数(市町村数))	206地域 (490) (H14年度)			-		
			(下位目標3)	有害物質の地下水浸透防止の徹底、地下水の汚染状況の把握、汚染された地下水の浄化対策の推進を図る。	地下水質測定件数(件)	12,121 (H13年度)			-		
					浄化対策等実施事例数(件)	386 (H13年度)			-		
			(下位目標4)	底質汚染対策を推進する。	対策着手率(%)	水銀 100 PCB100 (H13年度)			100		
		対策完了率(%)	水銀 100 PCB97.5 (H13年度)	100							

施策名		予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)	指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要					
水環境の保全	(3)	閉鎖性水域における水環境の保全	272	発生負荷削減等により、閉鎖性水域の水質、底質、底生生物等の保全・改善を図る。	発生負荷量 (トン/日)	COD 1,140 (H11年度) 窒素 993 (H11年度) 燐 76.7 (H11年度)	1,061 (H16年度) 950 (H16年度) 71.3 (H16年度)	第5次総量規制の着実な実施により、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海において、COD、窒素及び燐に係る汚濁負荷量を着実に削減した。瀬戸内海、有明海及び八代海における環境基準適合水域の割合の推移は、CODはほぼ横ばい、窒素、燐は改善傾向にある。湖沼法に基づく指定湖沼の水質については、横ばいの傾向が続いている。	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海については水質汚濁防止法に基づく水質総量規制により発生負荷量が削減されるなど、一定の効果を収めているものの、閉鎖性水域のCODに係る環境基準達成率は高い水準にあるとはいえず、その改善効果も十分ではない。有明海等対策については、底質、底生生物を含めた水環境の状況を調査することでのり的確に把握評価するための基礎的データを収集ができた。湖沼水質保全対策については、工場等に対する排水規制、下水道整備等が着実に進展しているものの、湖沼水質については、横ばいの傾向が続いており、従来の水質改善対策の評価や非特定汚染原対策の取組強化等、新たな対策施策の構築が必要である。				
				(下位目標1)						第5次総量規制の着実な実施により、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海において、COD、窒素及び燐に係る汚濁負荷の削減を図る。			
				(下位目標2)						総量規制、特定施設の設置許可制度及び埋立てについての配慮等により瀬戸内海の環境を保全する。	瀬戸内海における水質環境基準達成率(%)	COD 74 (H13年度) 全窒素、全燐 95 (H13年度)	100 100
				(下位目標3)						有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善等を図る。	有明海及び八代海における水質環境基準達成率(%)	有明海 COD 93.3 (H13年度) 全窒素、全燐 60 (H13年度) 八代海 COD 85.7 (H13年度) 全窒素、全燐 100 (H13年度)	100 100 100 100
				(下位目標4)						指定湖沼流域における湖沼計画の着実な実施により、湖沼水質を改善する。	湖沼水質計画に定める目標値	COD(mg/L) (例 琵琶湖(南湖)) 4.2 (H14年度)	3.5 (H17年度)
	(4)	水環境の監視等の体制の整備	1,764	水質状況を効果的に把握する監視体制等を整備する。	(参考指標) 測定水域(測定検体数)	公共用水域(生活環境項目)	3,515 (427,854) (H13年度)	-	公共用水域及び地下水において、都道府県等の行う水質の監視測定及び計画策定に対し補助を行い、測定結果を集計し、要監視項目調査結果とともに公表した。	地方公共団体の行う水質監視等に対する補助など財政的支援の他、測定法開発等の技術的支援により、監視体制が整備されている。 また、全国調査データについてはGIS(地理情報システム)を活用し、国民に分かりやすい形で提供するためのシステムを構築中である。 今後は、河川水質調査の環境教育の面からの体制を充実するほか、水質総合情報システムのデータベース化、公開のための準備を進める必要がある。			
					(参考指標) 調査本数(測定検体数)	地下水(定期モニタリング)	4,928 (4,928) (H13年度)	-					
					生物指標を用いた河川水質調査地点数		5,520 (H13年度)	-					
					(下位目標1)	水環境にかかわるデータをウェブ上で公開するシステムを構築する。	(参考指標) アクセス件数	(H17年度 公開予定)			-		
					(下位目標2)	水環境中の微量有害物質の監視測定体制を整備する。	(参考指標) 要調査項目の分析法開発数	174 (H14年度)			-		
	(下位目標3)	小規模事業場からの排出負荷量の公定分析法を開発する。	公定法とする簡易計測機器数(種類)	1 (H14年度)	3 (H15年度末)								

施策名	予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)		指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要
4 土壌環境の保全	2,202	有害物質による土壌汚染について、土壌環境基準を達成・確保するとともに、土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、国民の安全と安心を確保する。					土壌汚染による環境リスクを適切に管理するための制度として、土壌汚染対策法が制定され、土壌汚染対策法に基づく指定基準として 26 項目を定めた。 農用地の土壌汚染については、汚染が判明した地域のうち 83%で対策事業等が完了している。 ダイオキシン類に係る土壌汚染対策については、土壌汚染対策地域として指定された 2 地域について土壌汚染の処理技術の実証実験等を実施するなど、土壌環境基準を超過している地域については着実に対策を推進している。	環境基準の設定、農用地及びダイオキシン類土壌汚染対策については、着実に事業が実施されている。市街地等土壌汚染対策については、最近の土壌汚染問題の状況に対応するために新たに土壌汚染対策法が制定され、その施行に向けて必要な政省令の制定、分析方法等を定めた告示、指定調査機関及び指定支援法人の指定等を着実に進めた。
		(下位目標1)	環境基準の設定、見直しを行う。	(参考指標) 環境基準項目数	28 (H14 年度)	-		
				土壌汚染対策法に基づく 指定基準項目数	26 (H14 年度)	-		
		(下位目標2)	農用地の土壌汚染対策を着実に推進する。	(参考指標) 基準値以上 検出地域の面積(累計:ha)	7,217 (H14 年度)	-		
				対策地域として指定された 地域の面積(累計:ha)	6,275 (H14 年度)	-		
				対策事業等が完了した 面積(累計:ha)	5,997 (H14 年度)	-		
				対策地域を指定解除した 面積(累計:ha)	4,669 (H14 年度)	-		
		(下位目標3)	市街地等の土壌汚染対策を着実に推進する。	(参考指標) ダイオキシン類常時監視地点数	3,735 (H13 年度)	-		
				ダイオキシン類環境基準 超過地点数	1 (H13 年度)	-		
				ダイオキシン類土壌汚染 対策地域の指定	2 (H14 年度)	-		
5 地盤環境の保全	100	地盤沈下を防止する。 環境保全上健全な水循環を確保する。					地盤沈下については近年沈静化の傾向にあるものの、13年度は28km ² と前年より増加しており、目標の達成には至っていない。また、雨水浸透マスの設置事業に対し補助を実施し、流域の涵養能力の向上を図る等の取組を行った。	一部地域に地盤沈下の進行はあるものの、長期的には地盤沈下は沈静化の傾向にあり、地下水揚水規制等の施策効果が現れている。雨水浸透マスの設置等による雨水浸透能力の向上等は見られるものの、今後、都市化による不浸透域が拡大している地域等では、浸透機能の強化が必要である。さらに、ほぼ本来の地下水水位に回復した地域では、利用を前提とした地下水保全について検討していく必要がある。
		(下位目標1)	湧水時を含め地下水採取による地盤沈下の防止及び 地下工事による地盤沈下を防止する。	年間 2cm 以上の地盤沈下面積(km ²)	28 (H13 年度)	0		
				(参考指標) 地下水採取目標量(億 m ³)	7.2 (H13 年度)	-		
(下位目標2)	地下水水位を回復し、湧水の復活を図るとともに適正な地下水水位の維持に努める。	(参考指標) 地下水水位の測定本数	468 (H13 年度)	-				

施策名		予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)		指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要	
の 廃棄物 リサイクル 対策	(1)	137	循環型社会の形成の推進のために循環型社会形成推進基本計画の数値目標を達成する。		資源生産性(万円/トン)	約 28 (H12 年度)	約 39 (H22 年度)	法律上の期限を半年以上前倒して15年3月に策定した循環型社会形成推進基本計画において、循環型社会の形成のための数値目標(資源生産性、循環利用率、最終処分量)を定めた。また、循環資源の発生、循環的な利用及び処分状況、循環型社会の形成に関する政府の取組についての年次報告を、作成し公表した。	循環型社会形成推進基本計画を作成し、循環型社会の形成の推進のための具体的な数値目標として、資源生産性(資源の有効利用率)、循環利用率(経済社会に投入されるもののうち循環利用量の占める割合(ストライクアウト:資源を循環して利用する率))、最終処分量(最終的に埋立て処分する量)を設定したところであり、今後は、毎年度その達成度を的確に把握し、その着実な達成を図っていくことが必要である。また、地域における国民、NGO/NPO、事業者、地方公共団体の循環型社会の形成に向けた取組の支援や資源生産性産出の基礎となるマテリアル・フロー会計の国際的な検討等を行っていく必要がある。	
					循環利用率(%)	約 10 (H12 年度)	約 14 (H22 年度)			
					最終処分量(百万トン)	約 56 (H12 年度)	約 28 (H22 年度)			
	(下位目標1)	循環型社会形成推進基本計画に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。		-	-	-	-			
	(下位目標2)	政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する年次報告(循環型社会白書)を作成し、情報収集・調査、普及啓発等を実施する。		-	-	-	-			
	(2)	2,338	各リサイクル制度の適正な施行及び先進的なリサイクル施設への支援を図ること等により、循環資源の適正な循環的な利用を推進する。						容器包装、家電、建設等各リサイクル制度はおおむね順調に進展し、リサイクルの推進が図られている。	容器包装、家電、建設等各リサイクル制度はおおむね順調に進展し、リサイクルの推進が図られている。特に容器包装については、特定事業者の再商品化の費用負担が大幅に増加しており、容器包装の減量化やリサイクルしやすい製品化など、容器包装の設計、素材の選択等における事前評価への取組が進んでいる。また、法施行後一定期間が経過したことから、市町村の費用負担等についても実態把握した上で、関係者の役割分担のあり方を含め、容器包装リサイクル法の一層円滑な実施に向けた方策について検討する必要がある。また、エコタウン事業については、14年度は2地域についてエコタウン事業計画を承認(現在までに17地域)したところであり、先進的な環境調和型のまちづくりが推進され、全国の規範となるリサイクル事業が展開されている。
			(下位目標1)	容器包装のリサイクルを推進する。	分別収集実施市町村数及び分別収集量(例示)	無色ガラス	2,725 市町村 355 千トン (H13 年度)	3,169 市町村 467 千トン (H19 年度)	容器包装リサイクル法については、市町村における容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は大きく進展しており、分別収集総量も年々増加している。 家電リサイクル法については、約1,015万台の廃家電が家電リサイクルプラント(現在40カ所)でリサイクルされ、目標を超えるリサイクルが実施された。 また、食品リサイクル法については、法に基づく再生利用事業者の登録が進む一方、肥料、飼料化の事業化をはじめメタンガス等の新たな技術の進展も見込まれたところである。 建設リサイクル法については、コンクリート、アスファルトコンクリートについては目標を達成している。 (次頁へ続く)	
					茶色ガラス	2,737 市町村 312 千トン	3,169 市町村 401 千トン			
					その他ガラス	2,706 市町村 162 千トン	3,154 市町村 214 千トン			
					紙製容器包装	404 市町村 50 千トン	1,916 市町村 222 千トン			
				ペットボトル	2,617 市町村 162 千トン	3,132 市町村 273 千トン				
				プラスチック製容器包装	1,121 市町村 197 千トン	2,666 市町村 922 千トン				
(下位目標2)	特定家庭用機器のリサイクルを推進する。	家電リサイクル法における再商品化率(%)	家庭用エアコン	78 (H14 年度)	60 (各年度)					
			テレビ	75	55					
			洗濯機	61	55					
			冷蔵庫	60	60					
(下位目標3)	食品循環資源のリサイクルを推進する。	食品リサイクル法における食品関連事業者による再生利用等の実施率(%)			個別事業者毎に異なる。 20 (H18 年度)					
(下位目標4)	建設資材のリサイクルを推進する。	建設リサイクル法における再生利用等の実施率(%)	コンクリート	96 (H12 年度)	95 (H22 年度)					
			アスファルトコンクリート	98 (H12 年度)	95 (H22 年度)					
			建設発生木材	83 (H12 年度)	95 (H22 年度)					

施策名		予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)		指標		実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要	
の 廃棄物 リサイクル 対策	(2)	循環資源の 適正な循環 的利用の 推進 (続き)	2,338 (続き)	(下位目標5)	事業系パソコン、小型二次電池のリサイクルを推進する。	資源有効利用促進法における事業系パソコン、小型二次電池の自主回収・再資源化率(%)	デスクトップ	78.5 (H13年度)	50 (H15年度)	(前頁から続く) 資源有効利用促進法による事業系パソコン及び二次電池の製造事業者による自主回収及び再資源化についても、順調にリサイクルの進展が図られている。 「使用済自動車の再資源化等に関する法律案」(自動車リサイクル法)を第152通常国会に提出し、14年7月に公布されたところであり、同法に基づき今後、使用済自動車のリサイクルが推進されることとなった。 また、14年度は、2地域についてエコタウン事業計画の承認を行った(合計17カ所)。	
							ノートブック	60.2 (H13年度)	20 (H15年度)		
							ディスプレイ	72.4 (H13年度)	55 (H15年度)		
							ニカド電池	71.0 (H13年度)	60 (各年度)		
							ニッケル電池	68.5 (H13年度)	55 (各年度)		
							リチウムイオン電池	39.0 (H13年度)	30 (各年度)		
							小型シール鉛蓄電池	50.0 (H13年度)	50 (各年度)		
	(下位目標6)	廃自動車等のリサイクルを推進する。	自動車リサイクル法における再資源化率	-	検討中						
	(3)	一般廃棄物 対策 (排出の抑制、再生利用、適正処理等)	142,807	一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。						一般廃棄物の排出量は、平成9年比で3%増と排出量の増加はやや抑制されている。一般廃棄物のリサイクル量は約7.9百万トンと順調に増加している。最終処分量については、平成9年度比で12%減少、また、一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシンの排出量は9年比で84%減少といずれも順調に削減が進んでいる。また、廃棄物処理施設整備計画に従って適正な処理施設の整備が行われているが、最終処分場については最終処分量の地域格差が大きい。	一般廃棄物の排出量は、やや抑制されているが、22年度で9年度比5%削減という目標を踏まえれば、できる限り早期に減少に転じさせる必要がある。リサイクル量及び最終処分量については、目標に向けて順調に進捗している。また、ダイオキシン類の排出量は、順調に削減が進んでいる状況にあるが、14年度末の目標を達成するためにより一層の削減が必要である。最終処分場については、その残余容量には地域格差が大きく、新たな容量確保手段が必要であり、また、過去未規制だった最終処分場の適正化を進める必要がある。
				(下位目標1)	平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の排出量を約5%削減する。	排出量(百万トン)	54 (H12年度)	49 (H22年度)			
				(下位目標2)	平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物のリサイクル量を約5.9百万トンから約12百万トンに増加させる。	リサイクル量(百万トン)	7.9 (H12年度)	12 (H22年度)			
				(下位目標3)	平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の最終処分量をおおむね半分に削減する。	最終処分量(百万トン)	10.5 (H12年度)	6.4 (H22年度)			
				(下位目標4)	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成14年度末において310g-TEQ/年以下とする。	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量(g-TEQ/年以下)	812 (H13年度)	310 (H15年度)			
				(下位目標5)	廃棄物処理施設整備計画に従って適切な処理施設、最終処分場等の整備を促進することにより、地域ごとに必要となる施設を今後とも継続的に確保する。	-	-	-			
				(下位目標6)	市町村に対する支援を通じて、生活環境の保全を図る。	-	-	-			
	(4)	産業廃棄物 対策 (排出の抑制、再生利用、適正処理等)	5,730	産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等を推進する。						産業廃棄物の排出量は、9年度比で2%減の406百万トンとなっている。再生利用量は9年度比で5%の増加、最終処分量は9年度比で33%減となっている。また、ダイオキシン類の排出量は、9年度比で64%減となっている。 一方、PCB廃棄物については、13年6月に制定されたPCB廃棄物特別措置法に基づき、今後15年間でPCB廃棄物の処理を完了するための体制を整えるため、5事業の事業実施計画の認可を行った。	平成9年度にくらべ、産業廃棄物の排出量は減少、リサイクル率は増加、最終処分量は減少しており、いずれも着実に進展している。また、産業廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出量は年々削減されているが、引き続き目標達成に向けた努力が必要である。PCB廃棄物の処理については、北九州等5カ所において処理施設の立地が具体化しており、着実に進展している。
				(下位目標1)	産業廃棄物の排出量の増加を、平成9年度に対し、平成22年度において、12%に抑制する。	排出量(百万トン)	406 (H12年度)	458 (H22年度)			
				(下位目標2)	産業廃棄物の再生利用量を、平成9年度に対し、平成22年度において、約41%から約47%に増加させる。	再生利用率(%)	45.4 (H12年度)	47 (H22年度)			
				(下位目標3)	産業廃棄物の最終処分量を、平成9年度に対し、平成22年度において、おおむね半分に削減する。	最終処分量(百万トン)	45 (H12年度)	30 (H22年度)			
(下位目標4)				産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成14年度末において200g-TEQ/年以下とする。	産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	533 (H13年度)	200以下 (H15年度)				
(下位目標5)				平成28年7月までにポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理を完了する。	高圧トランス等の処理量	28万5千台	0 (H28年度)				
			全国的な処理体制の整備 (都道府県数)	32 都道府県	47 (H18年度)						

施策名		予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)	指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要	
の 廃棄物 リサイクル 対策	(5)	734	廃棄物の不法投棄や違法な輸出入の未然防止等を図る。				産業廃棄物の不法投棄の状況については、前年度(12年度)に比べ、件数は増加したが、量については約40%と大幅に減少した。14年度は、廃棄物等の不適正な輸出事件は発生しなかった。また、化学物質管理対策の強化等の確に対応した廃棄物の適正な処理を確保した。	廃棄物等についての違法な輸出入等は防止されている。また、不法投棄等不適正処理の防止については、都道府県等の行政処分や監視体制の強化等により新たな大規模不法投棄事案は少なくなっているほか、都道府県等が代執行として行う原状回復措置についても現行の基金制度による支援が実施され、一定の効果を上げているが、さらに、不法投棄そのものを半減させるという目的に対して効率性の高い施策を推進していく必要がある。 また、廃棄物の不法輸出入に対応できるチェック体制の整備、各国連携の強化等を図っていく必要がある。	
			(下位目標1)	産業廃棄物の不法投棄件数及び不法投棄量を、平成11年度に対し、平成22年度においておおむね半分に削減する。	不法投棄件数(件)	1,150 (H13年度)			500 (H22年度)
			(下位目標2)	廃棄物等の適正な輸出入を確保する。	不法投棄量(万トン)	24.2 (H13年度)			20 (H22年度)
					パーゼル法に基づく輸出品数/輸出品数	3/7 (H13年度)			-
(下位目標3)	化学物質管理対策の強化等に的確に対応した廃棄物の適正な処理を確保する。	-	-	-					
の 化学物質 対策	(6)	15,751	河川や湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し、健全な水循環を確保する。				汚水処理施設整備率に占める浄化槽による整備率は7.6%と前年度(12年度)より上昇している。また、浄化槽市町村整備推進事業を実施している市町村も119となり、取り組む市町村も年々増加している。	浄化槽は、水質改善の発現が速やかなこと、排出源で生活排水等を処理すること、水量が確保され河川等の流量が維持されることなどから、浄化槽の整備率が上昇し、浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村数が増加することにより、生活排水が適正に処理され、健全な水循環が推進されている。このため、生活排水対策の遅れている中小市町村においては、市町村が設置主体となる市町村設置型事業の一層の普及を図り、浄化槽の整備を促進し生活排水対策を推進し、健全な水循環の確保を図る必要がある。	
			(下位目標1)	浄化槽を整備促進する。	(参考指標) 浄化槽の整備率(%)	7.6 (H13年度)			-
					(参考指標)浄化槽市町村整備推進事業実施市町村数	119 (H14年度)			-
の 化学物質 対策	(1)	2,443	化学物質による環境汚染の実態把握や内分泌かく乱作用が疑われている化学物質についての有害性評価等を行い、体系的な環境リスク評価を推進する。				有害性の高い化学物質の環境残留状況の把握及び環境リスクの評価・管理に資するデータを取得するため、115物質について汚染実態調査を実施した。SPEED'98でリストアップされた内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質65物質のうち、優先して環境リスク評価に取り組む物質として新たに24物質を選定し評価に着手した。また、国際的な連携として内分泌かく乱化学物質に関する国際シンポジウムを開催した。環境リスクの評価については、PRTR対象物質等のうち、新たに50物質について有害性に関する基礎情報を集め、現在までに100物質の情報を収集し、環境リスクの初期評価のための作業を推進した。	化学物質による環境汚染の実態調査の実施、内分泌かく乱作用が疑われている化学物質についての有害性評価や環境リスク初期評価を計画的に進めており着実に成果をあげている。また、内分泌かく乱化学物質のスクリーニング・試験法の開発においては、魚類、鳥類、両生類について、一定の成果をあげ、新規に着手した無脊椎動物についても新たな指標(エンドポイント)を発見するなど大きな成果をあげた。環境汚染実態調査については、環境中の化学物質の分析法開発及び精度管理を強化していく必要がある。また、環境リスク初期評価を着実に推進するとともに、PRTRデータを環境リスク評価に更に活用する必要がある。	
			(下位目標1)	有害性の高い化学物質の環境残留状況の把握及び環境リスクの評価・管理に資するため、環境モニタリング等を計画的に進める。	調査対象媒体別物質数	115 (H14年度)			-
			(下位目標2)	「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」に基づき、45物質以上について、平成16年度までに内分泌かく乱作用についての有害性評価を行うとともに、OECDの試験法の開発に協力する。	SPEED'98の評価対象物質のうち有害性評価に着手した物質数	24 (H14年度)			45物質 (H16年度)
	(下位目標3)	PRTR対象物質などのうち、平成13年度から平成16年度までに220物質を目標として基礎情報を収集し、環境リスク評価を進める。	情報収集対象物質数	100 (H14年度)	220物質 (H16年度)				

施策名		予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)	指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要		
化学物質対策	(2)	環境リスクの管理	103,110	ダイオキシン類及び農薬を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。	ダイオキシン類	ダイオキシン類	ダイオキシン類	ダイオキシン類の総排出量は、9年比で約8割削減しており、また、大気等の常時監視等の結果では、おおむね環境基準に適合している。平均的な1人当たりの一日摂取量はTDI(耐用一日摂取量)と比較しても低くなっている。農薬については、14年度は水産動植物に係る登録保留基準の改定について検討し、告示改正を行い、17年度から施行することとした。 化学物質審査規制法に基づき、厚生労働省及び経済産業省とともに、新規化学物質292件の届出に対し審査を実施した。既存化学物質6物質について毒性に関する文献を整理した。 また、化学物質審査規制法について、化学物質の動植物への影響に着目した審査・規制の導入等を内容とする改正案を厚生労働省及び経済産業省とともに第156国会に提出した。	ダイオキシン類については、排出削減目標、環境基準達成率、一日摂取量の観点から目標達成状況はおおむね良好である。 農薬及びその他の化学物質については、法に基づく規制等を着実に実施するとともに、制度改正を行うことにより生態系保全を視野に入れた対策が可能となり、今後の制度の具体化に備えているところであり、目標の達成に向けて大きな前進があった。	
				(下位目標1)	ダイオキシン類について排出総量を平成14年度末までに平成9年度比約9割を削減、維持する。環境基準達成率を100%にする。また、1日摂取量を耐容一日摂取量以下にする。	ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)	77 (H13年度)			約90 (H14年度末)
					大気	99.2 (H13年度)	100 (可及的速やかに)			
					公共用水域	97.9 (H13年度)				
					地下水質	100 (H13年度)				
	(下位目標2)	新たな水産動植物に係る登録保留基準を速やかに設定する。	新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定割合	1.68 (H13年度)	4					
	(下位目標3)	化学物質審査規制法に基づき、新規化学物質の審査を行うとともに、既存化学物質の点検を計画的に進める。また、生態系の保全を視野に入れた化学物質の審査・規制制度を導入する。	既存化学物質点検を行った化学物質数(累計:種)	11 (H14年度)	51 (H16年度)					
	(3)	リスクコミュニケーションの推進	331	PRTRデータの集計・公表及びその有効利用を図るとともに、化学物質に関するリスクコミュニケーションに資する人材育成・活用や場の提供を行う。	PRTRデータの集計及び公表	第1回公表 (H15年3月)	毎年1回 公表	平成14年度から事業者より排出量等の届出(約3万5千事業所)の受付を開始し、また、届出対象外の排出源からの排出量の推計を行い、第1回目の集計結果(13年度PRTRデータ)を15年3月に公表した。また、公表日以降、個別事業所データの開示請求への対応を開始した。化学物質アドバイザーとして18名を育成・登録して派遣を開始するとともに、「化学物質と環境円卓会議」を4回開催した。	平成15年3月の第1回目のPRTRデータの集計・公表、化学物質アドバイザーの登録、「化学物質と環境円卓会議」の開催等当初目標どおり着実に実施したところである。しかしながら、これらの取組は緒についたところであり、PRTRデータの精度の向上、データ集計・公表システムの改良等改善すべき課題が残っており、また、化学物質やその環境リスク等に関する市民の理解や市民・産業・行政等のリスクコミュニケーションについても推進していく必要がある。	
				(下位目標1)	PRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。	PRTRデータの集計及び公表	18 (H14年度)			要すれば 当面50名 まで拡充
				(下位目標2)	化学物質に関するリスクコミュニケーションに資する人材(化学物質アドバイザー)の育成・活用を行うとともに、化学物質に関する対話の場として、市民、産業、行政等からなる「化学物質と環境円卓会議」を定期的で開催する。	化学物質アドバイザーの登録人数(人)	4 (H14年度)			当面定期的 に開催
	(4)	国際協定による取組の推進	267	化学物質による地球規模の環境汚染を防止するため、化学物質関係の各条約に関連する国内施策の推進及び国際機関等との連携・協力を図る。	POPs条約に基づく国内実施計画の策定		2004(H16)年度	POPs条約については、条約に基づく国内実施計画の策定作業を開始し、16年度中の策定に向けて着実に進んでおり、今後は、地球規模でのPOPsの削減等に向けて、他の地域と比較して遅れがちなアジア太平洋地域におけるPOPsの削減等に積極的に貢献していくことが必要である。一方、PIC条約については、条約の承認を得るための案件について第156国会に提出しており、15年度中の締結に向けて着実に進んでいる。		
				(下位目標1)	化学物質関係の各条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前かつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約(PIC条約))に関連する国内施策を推進するとともに、OECDなどが進める化学物質対策との連携及びアジア太平洋地域における国際協力を強化する。	PIC条約の締結			2003(H15)年度	

施策名		予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)	指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要		
8 自然環境保全と自然とのふれあいの推進	(1)	797	生物多様性国家戦略に示された施策を総合的かつ計画的に実施し、「自然と共生する社会」の実現を図る。				生物多様性国家戦略に基づき、国内希少野生動植物種の指定、生息地等保護区の指定、自然公園法の改正等を実施した。 第6回自然環境保全基礎調査として、植生図の更新、動植物分布調査、浅海域生態系調査等を実施するとともに、過去の調査の成果を電子化し、インターネットにより公表した。全国に1000箇所定点を設置して、生態系に係る長期的なモニタリングを展開するモニタリングサイト1000の実施内容について検討した。また、東アジア地域のサンゴ礁の研究・モニタリングや渡り鳥の保全のための国際的取組への参加等を行った。	「新・生物多様性国家戦略」に基づき、自然公園法の改正等がなされるなど、生物多様性保全の観点より強く組み込む取組が効果的に行われた。 生物多様性施策の基礎となる自然環境の基盤情報が着実に蓄積されるとともに、IT技術を用いてデータが整備され、生態系のきめ細かな管理を進める上で効果的に事業が実施された。 また、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、国際的非政府機関への抛出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。		
			(下位目標1)	新たに策定した生物多様性国家戦略を踏まえ、自然環境保全の各分野に生物多様性保全の観点をより強く組み込む。	-	-				
			(下位目標2)	自然環境保全のための政策の策定に必要な情報を収集・整備する。	モニタリングサイトの設置数	0 (H14年度)			1,000 (H18年度)	
			(下位目標3)	開発途上国に対する支援等により国際的な生物多様性の保全を図る。	-	-			-	
	(2)	自然環境の 保全	1,308	原生的な自然及び優れた自然を保全するとともに、里地里山などの二次的自然環境や干潟などの湿地についてもその特性に応じ保全する。				自然環境保全法や自然公園法等に基づく施策の立案・実施を通じて、原生的な自然及び優れた自然の保全を図った。 里地里山などの二次的自然については、全国的な分析を実施するとともに、手法・体制に係るケーススタディを開始した。 さらに、都市地域等の身近な自然を確保するピオトープ整備事業に対し補助を行うことにより、その保全を図った。 干潟・藻場等の湿地については、保全の強化に資する基礎的情報の収集・整備を行った。	自然環境保全地域、自然公園、世界自然遺産地域等に関する施策の立案・実施を通じて、自然環境の適正な保全が図られた。 里地里山等については、全国的レベルの分析を行うことにより保全の必要性に対する認識を高めるなど成果をあげている。また、効果的な補助を通じて、都市地域等の身近な自然としてニーズの高いピオトープ整備が進められた。 干潟・藻場等の湿地については、タイプ毎の保全策の立案等に有効な基礎的情報の整備を進めた。今後、国立公園については、一層の質の向上を図り将来にわたる資産として更に充実していくとともに、里地里山の保全と持続可能な利用に関しては、これまでの検討を踏まえ、関係省庁、機関、団体等との連携による保全のための取組を進める必要がある。	
				(下位目標1)	国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園を適切に保全管理する。	-	-			-
				(下位目標2)	世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全管理を実施する。	-	-			-
				(下位目標3)	国立公園の適正な保全管理のため、国立公園計画の点検を行う。	国立公園計画の点検実施済地域数	21 (H14年度)			57 (H19年度)
				(下位目標4)	里地里山の保全と持続的な利用の推進及び生物の生息空間(ピオトープ)確保とそのネットワーク化を推進する。	-	-			-
				(下位目標5)	湿地、藻場、干潟、サンゴ礁等の重要な生態系を保全する。	-	-			-

施策名		予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)	指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要
8 自然環境保全と自然とのふれあいの推進	(3) 自然環境の再生	968	生物多様性保全の観点から望ましい自然環境を積極的に確保するため、関係省庁と連携し、地方自治体や専門家、NGO等の参画を得つつ、失われた自然を積極的に再生する。	-	-	-	14年度より自然再生事業を釧路湿原、くぬぎ山(埼玉県)において実施している。釧路湿原では、各種開発や土砂流入によって消失・劣化した湿原の再生、くぬぎ山では点在する改変地の植生復元による里山の再生を実施した。その他、全国9カ所で、事業対象地の生態系の詳細調査及び具体的な再生手法を検討するための自然再生推進計画調査を実施した。	自然再生に係る調査の実施は、生物多様性の観点から自然再生事業を効果的かつ効率的に実施するためのモニタリングの基礎となるデータの収集等の点で有効に機能している。計画段階から専門家、地元市民等の参画を得た自然再生事業の実施により、地域の自然特性に応じたきめ細やかな取り組みを合意を得つつ推進することが可能となっている。 また、自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られ、政府が取り組むべき重要課題である「自然と共生する社会の実現」が着実に推進されている。
	(4) 野生生物の保護管理	1,299	希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行うとともに種の保存法に基づきその保護増殖を図る。また、鳥獣の保護管理により鳥獣と人の共生を図る。移入種及び遺伝子組換え生物による生物多様性への影響を防止する。	-	-	-	希少野生動植物については、生息状況等の調査による現状把握を行うとともに種の保存法に基づきスイゲンゼリナゴ等国内希少野生動植物種の指定を行ったほか、保護増殖事業を実施した。	鳥獣保護法の改正、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関するカルタヘナ議定書国内担保法の策定準備、移入種対策の検討などの政策の仕組みづくりについて進展が見られ、また、国設鳥獣保護区の新規指定、希少野生動植物の指定(国内、国際)及び猟法規制の強化を図るとともに、国際的に重要な湿地に関するラムサール条約締約国会議や国際的に希少な野生動植物の国際取引に関するワシントン条約締約国会議への参加など国際的取組等を推進し、一定の成果をあげた。
			(下位目標1) レッドリスト等に記載されている希少野生動植物について、その生息状況等の情報の収集に努め、レッドデータブックの改訂に反映するとともに、必要性の高い種についてモニタリングを行う。	-	-	-	また、鳥獣保護法の改正を行うとともに、特定鳥獣保護管理計画制度の推進を行った。	
			(下位目標2) 希少野生動植物の指定、捕獲・譲渡し等の規制、生息地等保護区の指定と管理、保護増殖事業及び種の保全に係る調査研究を推進する。	-	-	-	移入生物については、遺伝子組換え生物に関し、カルタヘナ議定書の国内担保法案について第156国会に提出するとともに、移入種対策について検討を始めた。	
			(下位目標3) 鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防する。	(参考指標) 国指定鳥獣保護区箇所数(箇所)	56 (H14年度)	80箇所 (H18年度)		
(下位目標4) 生態系に悪影響を与える移入種の対策として捕獲などを実施するとともに具体的な制度の検討を進める。また、生物多様性条約カルタヘナ議定書に対応した国内担保法の整備・施行等により、遺伝子組換え生物による生物多様性への悪影響の防止を図る。	-	-	-					

施策名		予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)	指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要	
8 自然環境保全と自然とのふれあいの推進	(5)	動物の愛護及び管理	動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図るため、国民の意識の向上を図るとともに、自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制づくりを推進する。	-	-	-	都道府県等と連携を図りながら、普及啓発資料の配付、全国47都道府県及び39市で動物愛護週間行事を実施する等、動物愛護管理の普及啓発を推進するとともに、動物販売業者から飼い主等への説明が適切に行われるためのマニュアルを作成した。また、モデル事業の結果を踏まえ動物愛護推進員及び協議会の立ち上げ並びに活動の指標となるガイドラインを策定した。	普及啓発やモデル事業の実施等により、動物の愛護と適正な飼養の推進が図られたが、人と動物との共生を図るためには、引き続き普及啓発を図るとともに、官民連携した地域における体制づくりへの支援等が必要である。また、動物の愛護と適正飼養のあり方について、基準や制度の見直しについて検討するとともに、生物多様性に悪影響を与える恐れのある動物の飼養のあり方等について検討を行う必要がある。	
			(下位目標1)	動物の愛護と適正な管理について広く理解と関心を得るため、効果的な普及啓発資料を作成し、都道府県等と連携して啓発事業を検討及び実施する。	-	-	-		都道府県等動物愛護担当職員の適正飼養に関する知識及び能力が向上しており、近年、多くの都道府県等で適正飼養講習会等が実施されることにより、引取処分される犬ねこの数は減少傾向にある。
			(下位目標2)	都道府県等と連携して、動物愛護を推進するためのモデル協議会を設置する。また、動物販売業者など動物取扱業者の実態把握に努めるほか、動物販売業者用説明マニュアルを作成し、都道府県等による動物愛護及び管理の取組への支援を行い、動物の適正飼養を推進する。	-	-	-		
			(下位目標3)	移入種問題への対策として生物多様性に悪影響を及ぼすおそれのある動物の飼養のあり方等について制度を検討する。	-	-	-		
	(6)	自然とのふれあいの推進	自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて、自然への理解を深め、自然を大切にしたい気持ちを育成する。	-	-	-	自然公園指導員、パークボランティアへの研修の実施を行うとともに、田貫湖ふれあい自然塾で自然環境学習に寄与するモデル的な活動プログラムを開発し、自然観察の森等における先進的な取組の支援を実施した。また、自然保護官(レンジャー)の指導の下、約1,000人の小中学生が国立公園等のパトロール、自然探勝路や登山道等の清掃・維持補修、自然観察活動等に取り組むプログラムを実施した。インターネット自然研究所について、操作性の向上や新たなコンテンツの追加などの内容の充実を行った。また、自然公園等の利用拠点における駐車場の整備や公園利用の活性化を図る事業等による自然とのふれあいの場の整備を行うとともに、ふれあいやすらぎの温泉地の整備により健全な温泉利用を通じた自然とのふれあいを推進した。	自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、自然とのふれあいの場の整備及び温泉の保護と適正利用の推進の実施により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にしたい気持ちの育成が図られた。今後は、より環境教育・環境学習の視点を重視するなど、自然とのふれあいに関する各種施策の充実を図りつつ、総合的に推進することが必要である。	
			(下位目標1)	自然公園指導員やパークボランティアの活動の質の向上及び自然公園のビジターセンター等での自然解説活動を行う者の質の向上を図る。また、自然ふれあい体験活動の先進地である田貫湖ふれあい自然塾等で、モデル的な体験プログラムの開発、実践を進め、情報発信等を実施する。	-	-	-		
			(下位目標2)	自然に親しむ運動等により、自然とのふれあいの推進を都道府県等に広く呼びかけるとともに、観察会等を実施する。また、ホームページ(インターネット自然研究所)などにより、自然とのふれあい施設、各種行事等の自然情報を提供。これらの充実を努め、自然とのふれあいの機会の提供を図る。	(参考指標) 子どもパークレンジャー参加者数(人)	968 (H14年度)	-		
			(下位目標3)	国立・国定公園等の自然公園におけるすぐれた自然や里山等身近な自然の中で、国民が自然に学び、自然を体験する、自然との豊かなふれあいの場づくりを推進する。	(参考指標) インターネット自然研究所(ホームページ)アクセス数(件)	466,720 (H15年3月)	-		
(下位目標4)	温泉法の適正な運用に努めるとともに、温泉の保護及び効率的利用等に関する調査やふれあいやすらぎ温泉地整備事業を実施する。	(参考指標) 自然公園等の利用者数(千人)	934,732 (H13年度)	-					
		(参考指標) 国民保養温泉地年度延宿泊利用人員(人)	15,121,005 (H14年度)	-					

施策名		予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)	指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要
6 国際的取り組みに係る施策	(1)	地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保	環境関係の広い分野で我が国の国際的な地位と能力に照らして十分な貢献を行う。				ヨハネスブルグ・サミット等国際会議の場で積極的な貢献を行った。森林の保全及び砂漠化対策については、学識経験者等の知見を活用して、対策手法について調査・検討を行い、その成果を踏まえ国際会議等において技術的な知見の提供を行った。また、南極の保全については、南極環境保護議定書及び国内担保法の着実な施行を図り、南極の環境保全に関する国際的枠組みの遵守を推進した。ヨハネスブルグ・サミットにおけるタイプ2イニシアティブのひとつとして、「持続可能な開発のための科学的な能力向上プログラム」及び「アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト」を登録し、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けて、途上国の環境保全政策形成能力の向上に資するプロジェクトを推進した。	地球環境保全に関する国際的な取組として、ヨハネスブルグ・サミット等の国際会議の場で積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与した。また、森林の保全や砂漠化対策、南極地域の環境保全などの分野についても、国際的な環境政策の推進に寄与した。 今後は、ヨハネスブルグ・サミットを踏まえた、持続可能な開発を具体的に実現していくための長期的な取組を実施する必要がある。
			(下位目標1)	貿易と環境の相互指示性を確保する。 (*注 相互指示性:環境に対する貿易のマイナスの影響を最小にしプラスの効果を最大にするため、また、環境政策の要請と自由貿易の要請が衝突する場合に必要な調整を図るために環境政策と貿易政策を相互に支え合うもの)	-	-	-	
			(下位目標2)	持続可能な森林経営の基準・指標に関する取組を推進し、国連森林フォーラム、生物多様性条約等における森林の保全に係る国際的取組へ積極的に貢献する。	-	-	-	
			(下位目標3)	人間活動と砂漠化の相互影響、幅広い主体の参加による社会経済的視点を含めた総合的な砂漠化対策などについて調査・検討し、砂漠化対処条約に基づく国際的取組へ積極的に貢献する。	-	-	-	
			(下位目標4)	「環境保護に関する南極条約議定書」及び国内担保法の着実な施行等を図り、環境影響評価、動植物相の保護、廃棄物の処理及び管理、海洋汚染の防止、保護区域における活動の制限などによる南極地域の環境保全を推進する。	-	-	-	
			(下位目標5)	アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)を活用し、アジア太平洋地域において、科学的側面から環境保全政策形成能力の向上を図る。	-	-	-	
			(下位目標6)	アジア太平洋地域の研究機関と共同で、アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクトを推進し、統合的環境モニタリング、環境・経済統合モデルの構築、革新的な環境戦略オプションの提供等を通じて環境管理政策の形成を支援する。	プロジェクト成果の政策形成への活用回数	0 (H14年度)	延べ5ヶ国 (H17年度)	
			(下位目標7)	IPCC(気候変動に関する政府間パネル)、IGES(地球環境戦略研究機関)のような国際機関等が進める地球環境保全に資する取組を支援することにより、国際的な貢献と連携の確保を図る。	-	-	-	
	(2)	開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力	開発途上地域の環境と開発の統合に向けた自助努力を支援するとともに、各種の環境保全に関する国際協力を積極的に推進する。	-	-	-	日中韓三カ国環境大臣会合等を開催し、具体的な環境協力プロジェクトの進捗状況等について報告した。また、北東アジア地域5カ国(日本、韓国、中国、モンゴル、ロシア)の環境専門家による情報交換・政策対話のための会合等を実施した。	開発途上地域の環境保全については着実に進展しているものの、同地域の環境問題は依然として深刻であり、技術面・資金面について、我が国等先進国への協力要請は強いことから、引き続き、開発途上地域への国際協力を積極的に展開する必要がある。
			(下位目標1)	開発途上地域の環境の保全へ協力する。	-	-	-	
			(下位目標2)	地方公共団体又は民間団体等による活動を推進する。	-	-	-	
			(下位目標3)	国際協力の実施にあたっての環境配慮を行う。	-	-	-	
			(下位目標4)	国際協力の円滑な実施のための国内基盤を整備する。	-	-	-	

各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策

施策名	予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)	指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要
1 環境基本計画の効果的実施	233	環境基本計画を効果的に実施するための基盤整備を進める。				環境省、総務省及び国土交通省の3省において環境配慮の方針及び環境管理システムが導入され、政府活動における環境配慮の織り込みが図られたほか、統計データの充実、目標設定への検討が実施されるなど、環境基本計画を効果的に実施するための基盤整備が進められた。	各種計画と環境基本計画との調和が図られたことなど政府における環境基本計画の総合的な推進について、一定の成果は見られた。また、統計データの充実、自主的取組を有効に機能させるための方策など目標設定への検討が実施されるなど、環境基本計画を効果的に実施するための基盤整備が進められた。 環境基本計画の効果的実施には、環境の視点だけでなく、環境保全施策に係る社会、経済も視野に入れたマクロ分析が重要であり、環境により効果的かつ経済的にも効率的な環境保全施策の展開に向け、環境政策の社会経済への影響、環境負荷低減効果の分析など、基礎的実証的な政策研究が必要である。
		(下位目標1) 政府活動に環境配慮を効果的に織り込んでいく。	(参考指標) 環境配慮の方針の策定状況 環境管理システムの導入状況	3 (H14年度)	全府省		
		(下位目標2) 環境施策を総合的に進めるために統計データなどの充実を図る。	-	-	-		
		(下位目標3) 次期環境基本計画における具体的な目標設定に向けた検討を進める。	-	-	-		
		(下位目標4) 環境基本計画及び環境白書を活用し環境保全意識等の向上を図る。	(参考指標) 環境基本計画の認識率(%) (参考指標) 環境白書の発行部数 (参考資料) 環境白書表紙紙コンクール応募数	15(国民) 19(事業者) (H13年度) 22,000 (H14年度) 1,540 (H14年度)	- - -		
2 環境教育・環境学習の推進	406	国民、事業者、民間団体など各主体の環境への関心や理解を深め、環境に配慮した行動を促進する。				環境カウンセラーについては、14年度は381名が新規登録され着実に増加しているが、15年度末の目標に対して約6割にとどまっている。こどもエコクラブ数は約4,000クラブのとどまったが、会員数についてはクラブ当たりの会員数の増加に伴い、前年度を約2,500名上回る約77,500名の登録となり会員数は増加しており、学習機会や人材育成の基盤は確立しつつある。インターネットやCD-ROMといった新しい情報メディアを使った情報提供も始めた。 また、地球環境基金により、227の民間団体に対し、総額804百万円の活動費助成を行った。	こどもエコクラブ数、環境カウンセラーの登録数については着実に増加を続けており、プログラムの整備についてはCD-ROM化によるコスト削減で配布数・配布先を拡大し、有効活用されている。また、国民、事業者、民間団体などの各主体の取組に対する支援策等についても、一定の成果を上げている。しかし、各主体へ環境に対する関心や理解を十分深めさせるには至っておらず、新たな手法の開発や見直しをも含めた施策の更なる推進が必要である。具体的には、各主体に対する環境教育の担い手となる人材の育成や情報提供の仕組みを開発、環境カウンセラー制度の更なる推進施策の実施等が必要である。
		(下位目標1) 環境教育・環境学習の人材を育成、確保、活用するため、環境カウンセラーなどの人材登録システムの充実等の施策を進める。	環境カウンセラー登録者数(人)	3,279 (H14年度)	5,500名 (H15年度末)		
		(下位目標2) 平成15年度末までに、環境学習支援事業により、廃棄物、水質、大気、都市環境、総合プログラムの各分野の環境学習のプログラムを整備する。	学習プログラムの発行	都市環境 (H14年度) (累計:廃棄物、大気、水質、都市環境)	廃棄物、水質、大気、都市環境、総合プログラムの学習プログラム (H15年度末)		
		(下位目標3) 都道府県・政令指定都市に対して、環境省の施策や全国の地方公共団体が行う施策についての情報を提供する。	-	-	-		
		(下位目標4) 環境教育・環境学習に関する場や機会の拡大を図るため、こどもエコクラブなどの各種の学習の機会を提供等の施策を進める。	こどもエコクラブ数	3,993 (H14年度)	24,000 (H17年度末)		
		(下位目標5) 地球環境基金による民間団体が行う環境保全活動の支援を行う。また、地方公共団体において、各主体の連携の下、モデル事業を実施する。	地球環境基金の助成件数(件)	227 (H14年度)	-		
		(下位目標6) 日中韓3カ国で環境教育に関する情報交換・交流等を行う。	-	-	-		

施策名		予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)	指標		実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要	
3 環境パートナーシップの形成		222	NGO、企業等の各主体間のネットワークの構築や情報の交換により、環境パートナーシップの形成を促進する。					地球環境パートナーシッププラザホームページ、メールマガジンや情報誌等からの情報提供を行ってきたが、アクセス数及び環境らしんばん団体登録数も増加しており、各主体間のネットワーク構築の促進に貢献している。また、環境 NGO と環境省との政策立案面におけるパートナーシップ形成を促進、強化するために NGO 等から環境に関する優れた政策提言を募集したところ 85 件の応募があり、優れた庭園提案について環境省の施策に反映させた。また、タウンミーティングを全国 2カ所で開催し、地域住民との対話を進めた。また、MOEメール(国民からの意見・提案を受け入れるための専用のメールアドレス等)の件数は前年比 103%と大幅に伸びた。	地球環境パートナーシッププラザ/環境パートナーシップオフィスを平成 8 年に開設して以来、各主体のパートナーシップの促進のために様々な NGO 支援や情報の提供を行ってきており、一定の成果があがっている。現在では全国各地に NGO を支援する拠点施設の設置が促進されてきており、地域における支援が広がりつつある。また、国民との直接対話による政策等に関する情報提供、意見交換により、国民の環境意識が向上し、国民と環境省のパートナーシップが構築されつつある。	
			(下位目標 1)	地球環境パートナーシッププラザ及び環境パートナーシップオフィスを活用して各主体間の交流ネットワークを促進する。	ホームページアクセス数(件)	124 万 (H14 年度)	300 万 (H18 年度)			
				環境らしんばん登録団体数(団体)	522 (H14 年度)	2,000 (H18 年度)				
				メールマガジンの配信人数(人)	1,908 (H14 年度)	3,000 (H18 年度)				
			(下位目標 2)	環境保全活動の取組がよりよいパートナーシップ形成の下で実施されるための手法を検討し蓄積する。	-	-	-			
(下位目標 3)	国民との直接対話による環境省の政策等に関する情報提供、意見交換等により政策の企画段階での参加を促進し、国民との直接対話を通じた政策の企画、立案、実施を図る。	タウンミーティングの開催回数及び参加者数	2 回 703 人 (H18 年度)	-						
			MOEメールの件数(件)	16,507 (H18 年度)	-					
4 環境と経済の統合に向けた取組	(1)	156	経済的手法や事業者が自主的に環境配慮を行う仕組み等を通じて、経済活動における環境配慮の徹底を図る。					環境負荷の少ない自動車の普及を図るためこれらの自動車に係る自動車税のグリーン化や自動車取得税の税率の軽減措置等を延長及び拡充するとともに、公害防止用設備等に係る特別償却制度等の適用期限を延長した。また、税制優遇措置や税・課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討し、平成 15 年度税制改正において環境関連の税制優遇措置を盛り込んだ。また、石油税等の特定財源のグリーン化を行った。事業者の環境報告書や環境会計への取組は着実に進展しており、さらにこうした事業者の自主的な環境への取組を支援するためのツールとして環境パフォーマンス指標ガイドラインなどを作成した。また、環境報告書の審査登録制度及び環境活動評価プログラム(エコアクション 21)の認証制度の実施に向けた検討を進めた。	税の優遇措置を通じて環境配慮の徹底に資するとともに、今後の更なる環境配慮の徹底に向けた温暖化対策税の導入に向けた議論の進展を図ることができた。 また、環境報告書、環境会計や環境活動評価プログラム(エコアクション 21)に取り組む事業者数の着実な増加に見られるように、事業者の自主的な環境への取組は着実に進展しており、本施策は経済活動における環境配慮の徹底に向けた取組の進展に寄与していると考えられ一定の成果は出ているものの、未だ十分な成果は得られていないことから、より一層の普及促進を図るため、環境報告書の審査登録制度及び環境活動評価プログラム(エコアクション 21)の認証制度の確立・運営の実施を含め、事業全体の拡充を図ることが必要である。	
			(下位目標 1)	税制優遇措置又は税、課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討し、適切にそれらの措置を講じていく。また、各分野の補助金による環境の影響についての調査検討を行い、引き続き、環境負荷の減少に資する方向への移行に努める。			-			-
			(下位目標 2)	環境マネジメントシステム、環境報告書等の企業が自ら行う活動の把握、公表等の取組を通じ、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価される社会システムが構築され、環境への負荷の高い企業の事業活動が自主的に低減される。	環境報告書公表企業(%)	上場企業	34.0 (H14 年度)			約 50 (H22 年度)
					環境会計実施企業数(%)	上場企業	26.8 (H14 年度)			約 50 (H22 年度)
			非上場企業	12.2 (H14 年度)	約 30 (H22 年度)					
				非上場企業	13.3 (H14 年度)	約 30 (H22 年度)				

施策名		予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)		指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要		
4 環境と経済の統合に向けた取組	(2)	環境保全型産業活動の促進	環境に配慮した製品・サービスや環境保全に貢献する事業活動を促進する。					<p>9年度現在の市場規模は約 25 兆円、雇用規模は約 70 万人(平成 11 年度調査)であったものが、12 年度現在では、市場規模が約 30 兆円、雇用規模が(平成 14 年度調査)約 77 万人に増加した。</p> <p>14 年度においては、グリーン購入法の対象となる国、独立行政法人等の公的機関全てが調達方針を作成し、これに基づいた環境物品等の調達が実施された。全国 13 ヶ所において、地方公共団体等に対する説明会を実施することにより、グリーン購入法等に対する理解の醸成を図った。事業者におけるグリーン購入に対する取組については、14 年度環境にやさしい企業行動調査によると、上場企業及び非上場企業においてもいずれも前年度より増加しており、民間事業者においてもグリーン購入の動きが着実に進展している。</p>	<p>国及び地方公共団体によるグリーン購入の推進により、環境物品等の調達の対象範囲等の大幅な拡大が図られ、予算規模も拡大し、市場に与えるインセンティブはより大きなものとなっている。また、地域ネットワークの設立や各種情報提供体制の整備により、各主体による環境配慮型製品等に関する情報の共有化が図られつつある。環境ビジネスの市場規模及び雇用規模は、14 年度の調査によれば、22 年には約 47 兆円、約 112 万人になると推計しており、今後も着実に拡大すると考えられるが、目標の達成のためには一層の普及促進を図るための施策展開を図る必要がある。今後は、基礎調査等だけでなく、環境ビジネスへの振興、金融分野における環境配慮の促進等に関する具体策を検討し、展開していくことが必要と考えられる。</p>		
			(下位目標 1)	環境ビジネスの市場規模及び雇用規模を平成 9 年比でそれぞれ 2 倍にする。		環境ビジネスの市場規模(兆円)	約 30 (H12 年度)			約 50 (H22 年度)	
						環境ビジネスの雇用規模(万人)	約 77 (H12 年度)			約 140 (H22 年度)	
	(下位目標 2)	地方公共団体、事業者等によるグリーン購入の取組みが制度的に実施されるよう必要な措置を講じていく。		地方公共団体、企業におけるグリーン購入実施率(%)							
				地方公共団体	約 26 (H14 年度)	100 (H22 年度)					
				上場企業	22.9 (H14 年度)	約 50 (H22 年度)					
				非上場企業	17.8 (H14 年度)	約 30 (H22 年度)					
	(3)	環境事業団の効果的な運営	環境事業団の効果的な運営を進める。							<p>14 年度の執行額については、現在決算中であるが、概ね目標を達成できる見込みである。</p> <p>当該年度執行額の対前年度実績額以下 1,257 (H14 年度)</p>	<p>環境事業団の管理費等事務費を効率的に執行し、前年度実績以下とする目標を定め、事業の効率的な運営を図っている。</p> <p>環境事業団については、16 年 4 月より、地球環境基金に係る業務など一部の事業を独立行政法人に移管したうえで、PCB 廃棄物の処理業務を中心とする特殊会社とすることとしており、事務の円滑な移行に向けて作業を進める必要がある。</p>
			(下位目標 1)	管理費等事務費を効率的に執行し、当該年度執行額を対前年度実績額以下とする。		助成額交付金のうち管理諸費等の執行額(百万円)	(決算作業中)				

施策名		予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)	指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要	
環境 アセスメント	(1)	環境影響 評価制度の 運営及び 充実	環境影響評価制度の充実と適正な審査を通じて、環境保全上の適切な配慮を確保する。	(参考指標) 環境影響評価法による手続開始述件数 (うち当初から法による手続開始述件数)	132 (82) (H14)	-	事業者が正確な環境影響評価を行うための環境影響評価の技術手法については、最新の科学的知見に基づき、分野別に整理・検討を進めており、成果については年度ごとに取りまとめの上公表し、技術ガイドとして事業者等に提供している。予測の不確実性を補うものとして事後調査についての情報収集を行うとともに、これを解析し適切な事後調査等の実施方法等について検討し情報提供をしている。また、環境影響評価に関するホームページを開設し、手続き状況に関する情報をリアルタイムで提供するなど環境アセスメントに関する情報をインターネットにより提供している。環境影響評価法の施行以降、65件の対象事業に対し、環境大臣意見を述べ、意見の趣旨は概ね各所管大臣意見に反映された。	環境影響評価法に基づき手続きを開始したものは132件あり、うち手続き当初から法に基づき手続きを開始したものは82件である。環境影響評価制度に対する全般的な理解は進んでいるものの、スコーピング(住民・専門家等外部の意見を踏まえ、環境影響評価の内容を絞り込む手続き)の活用、アセスメントを通じた主体間のコミュニケーションの促進等には課題が多い。また、比較的新しい制度でもあり、常に新たな技術手法を把握、開発するとともに、それらの技術が事業者によって活用されるようにするという観点からは課題も多い。	
			(下位目標1)	必要な事業について事業者によって適切な手法により環境影響評価が行われ、その結果が事業に反映されること。	-	-			
			(下位目標2)	予測の不確実性が補われ、得られた情報が事業に反映されること。	-	-			
			(下位目標3)	国民に環境影響評価制度が理解され、適切な意見が提出され、適切に事業に反映されること。	-	-			
			(下位目標4)	国及び地方公共団体によって適切な審査が行われ、適切に事業に反映されること。	環境影響評価法施行以降、環境大臣意見を述べた述件数	65 (H14)			-
	(下位目標5)	環境影響評価制度全体が適切に運営され、効率的に環境影響評価制度の効果が発揮されるようにする。	-	-	-				
	(2)	戦略的環境 アセスメント の推進	国の施策の策定等に当たって、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)、政策について環境保全上の適切な配慮を確保すること。					国において、河川管理計画等いくつかの個別の事業分野において上位計画、政策について環境保全上の適切な配慮が行われるためのシステムについての考え方が示されたが、未だ、システム構築に向けて考え方が示されていない事業分野も多く、また、システム実施の実例に関しては非常に少ない。 東京都や埼玉県において、上位計画に関して条例や要綱が制定される等、システム構築に向けた動きが見られ、また、事業者が、都市開発を行うに当たって環境保全上の適切な配慮を行う例が見られるが未だ少数派である。	いくつかの個別の事業分野について上位計画策定に当たって環境保全上の適切な配慮を確保するためのシステムに関する具体的な考え方や手法が示され、また、東京都や埼玉県において、上位計画に関して条例や要綱が制定される等、目標達成のためのシステム構築の動きが見られるところであるが、未だ全ての上位計画や政策について十分なシステムが導入されている状況にはない。 今後は、可能な分野や可能な具体的計画から配慮を行うためのシステムを実施して実例を積み重ね、有効性、実効性の検証を行い、それを踏まえて環境配慮のあり方に関するガイドラインの作成を図る必要がある。
			(下位目標1)	国の行政機関によって、上位計画、政策について環境保全上の適切な配慮が行われるようにすること。	-	-			
			(下位目標2)	地方公共団体によって、上位計画、政策について環境保全上の適切な配慮が行われるようにすること。	-	-			
			(下位目標3)	事業者によって、上位計画について環境保全上の適切な配慮が行われること。	-	-			

施策名	予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)		指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要
6 環境に配慮した地域づくりの支援	388	地域環境総合計画の策定を推進するとともに、情報面からの支援を行い、環境に配慮した地域づくりの実効ある展開を図る。					地域環境総合計画の策定地域は着実に増加しており、14年度未までに、全ての都道府県・政令指定都市と全国の市町村の15%にあたる500市町村において地域環境総合計画が策定された。また、地域環境行政支援システム(知恵の環)の運営・充実を行い、全国各地の環境保全に対する最新の取組状況についての情報提供を行った。	地域環境総合計画の策定支援の結果、同計画の策定地域は着実に増加し、14年度未までに都道府県・政令指定都市全てと500の市町村(全市町村の15%)において策定された。また、地域環境行政支援システム(知恵の環)により、全国規模で地方公共団体から環境施策等の情報を収集・提供を行っており、環境に配慮した地域づくりに一定の寄与をもたらしているといえる。
		(下位目標1)	平成17年度までに、全国の市町村の2割の市町村において地域環境総合計画を策定する。	地域環境総合計画策定自治体数	500 (H14年度)	660市町村 (H17年度末)		
		(下位目標2)	地方公共団体向けの情報提供について、その内容の質的・量的充実を図る。	地域環境行政支援システム(知恵の環)のアクセス数(件/日)	1,840 (H14年度)	2,000 (H18年度)		
7 試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等	15	環境研究及び環境技術開発を促進するための基盤整備を行うとともに、その振興を図る。					地球環境研究総合推進費等を活用し、政策的な観点を重視しつつ、様々な分野の地球環境保全のための調査研究を、産学官の研究者の総力を結集して総合的に実施した。特に、地球温暖化に関しては、14年度からトップダウン型のファンディングシステム(行政ニーズに対応した戦略的研究開発領域)を創設するとともに、我が国への影響と適応戦略に関する統合調査を開始し、行政的視点から戦略的に先導して重点的に推進を図るべき研究を実施した。 また、オゾン層観測センサ ILAS-が地球観測衛星 ADEOS- に搭載され、成功裏に打ち上げられた。小型航空機による温室効果ガスの分布観測を行うための観測システムの開発を実施した。	環境省の科学技術関係経費は平成9年度～14年度の6年間で約70%伸びたが、平成14年度の予算全体は306億円であり、同年度の政府全体の科学技術関係経費の0.9%にとどまっている。環境分野の重要性を鑑みると、一層の増額を図り環境分野における科学技術の推進を行う必要がある。「公害防止等試験研究費」においては、研究課題の採択に当たって、事前に採択方針を提示し、環境行政に資する効果的な研究の促進を図ることとしている。また、中間評価等を行うことにより効果的な研究管理の促進と環境政策との適合性の確認を行っている。この結果、環境行政の重要課題に沿った調査研究・技術開発が効果的に推進されており、その成果は、環境行政の重要課題の促進、民間等における環境保全活動などに活用されている。
		(下位目標1)	環境分野における競争的資金を拡充する。	競争的資金の予算額(百万円)	4,710 (H14年度)	5,700 (H17年度末)		
		(下位目標2)	独立行政法人国立環境研究所における中期目標を達成する。	独立行政法人評価委員会の業務実績の評価	A (H13年度)	B以上 (H17年度末)		
		(下位目標3)	ナノテクノロジーを活用した環境技術を開発する。	-	15年度から実施	-		
		(下位目標4)	環境技術の環境保全効果等を第三者が客観的に実証する手法・体制の確立を図る。	-	15年度から実施	-		
		(下位目標5)	IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次評価報告書における我が国の研究者による研究成果の引用貢献度を、同第3次評価報告書に比べ大幅に増加させる。	引用貢献度	1倍 (H13年度)	第3次報告書の1.5倍 (H19年度)		
		(下位目標6)	衛星により、オゾン層及びオゾン層破壊物質、全球の温室効果ガスの監視・観測を実施する。	-	-	-		
		(下位目標7)	地球温暖化対策の基礎となる監視・観測の充実を図るため、航空機・船舶によるモニタリングシステムの構築を目指す。	-	-	-		
8 環境情報の整備と提供	767	環境情報の体系的な整備及び提供により、環境保全施策の科学的・総合的な推進と国民ニーズに対応した環境情報(環境の状況、環境への負荷等)の分かりやすい提供を図る。 「e-Japan 重点計画」に基づき、申請・届出等手続のオンライン化(電子化)を実施し、電子政府の実現を図る。		環境省ホームページアクセス数(百万件)	83 (H14年度)	-	環境省ホームページへの環境省図書館における閲覧可能な調査報告書等の一覧リストの掲載や、環境GIS(地理情報システム)の構築など、環境情報を体系的に整備するとともに、分かりやすい環境情報の掲載を行った。また、申請・届出等手続のオンライン化を図るため、電子申請システムの運用を15年3月に開始した。	環境情報の体系的な整備と提供については、環境省ホームページの提供データ量とアクセス数とも着実に増加している。 また、電子政府の構築については、申請・届出等手続のオンライン化時期を15年度から14年度に前倒しして実施した。
				環境省ホームページで提供している情報量(MB)	6,665 (H14年度)	-		
				オンライン化手続数(件)	251 (H14年度)	-		

施策名		予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)		指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要	
9 公害防止計画の推進		11	公害の著しい地域等を解消する。		公害防止計画策定地域数*	32 (H14年度)	-	公害防止計画策定地域数は長期的には減少傾向にあるものの、平成14年度は32地域と前年度と同じであった。なお、平成13年度に計画を終了した公害防止計画地域の中で、11市町村において環境質が改善され、平成14年度の策定地域からこれらの市町村を除外した。	公害防止計画策定地域は、制度が創設された昭和45年以降、延べ50地域で策定されたが、同計画に基づいて各種の公害防止施策が総合的・計画的に講じられた結果、平成14年度末現在では32地域にまで減少した。また、平成13年12月の中央環境審議会の答申「公害防止計画制度の運用の見直しについて」を受けて、策定要件を明確化し、平成14年度策定地域から課題対応型の計画を作成するよう都道府県に指示しているところであり、より実効性のある計画の推進を図っているところである。	
			(下位目標1)	公害防止計画の推進により公害防止計画策定市町村数を減少させる。		公害防止計画策定市区町村数*	320 (H14年度)			-
10 環境保険対策	(1)	15,900	公害に係る健康被害について、迅速かつ公正な救済及び予防を図る。		-	-	-	公健法の認定患者約5万7千人に対して、迅速かつ公正な救済が行われた。また、健康被害予防事業については、適切かつ円滑に実施され環境保健サーベイランス、カドミウム汚染地域住民健康調査等の継続的監視及び調査研究が適切に実施された。	公害に係る健康被害について、迅速かつ公正な救済が行われるとともに、未然防止に係る健康被害予防事業や環境保健サーベイランス等が着実に実施された。	
			(下位目標1)	「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づき、認定患者への公正な補償給付等の実施を確保する。		-	-			-
			(下位目標2)	公健法による健康被害予防事業の推進に加え、地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係について継続的な監視及び調査研究を行う。		-	-			-
	(2)	9,759	水俣病総合対策について、平成7年の閣議了解等に基づき確実に実行する。また、水俣病に対する国際協力及び総合的研究について着実に進める。		-	-	-	平成7年の水俣病問題解決に当たっての閣議了解等を踏まえ、水俣病総合対策、地域再生・振興などを着実に実行した。特に、総合対策医療事業においては、地域住民約8千人に対して健康診査を始めとした健康管理事業を実施するとともに、約1万人の手帳保持者に対して療養費の支給を始めとした医療事業を実施した。また、中国において水俣病経験者の普及啓発セミナーの開催や国立水俣病総合研究センターにおけるワークショップの開催や海外研究者の招聘、研究者の海外派遣及び開発途上国等からの研修生の受け入れ等を行った。	水俣病総合対策については、対象者の高齢化に対応した水俣病総合対策の運用改善及び地域再生・振興の着実な実施など、地元団体等関係者の評価が高く、今後も確実に実施していく必要がある。また、水銀汚染が懸念される国での現地住民等に対する普及啓発セミナーは啓発効果が大きく、引き続き世界各地の水銀汚染問題の防止に向けた国際貢献等を強化していく必要がある。水俣病に関する総合的研究については、医学的研究や臨床・疫学研究を進めているが、近年UNEPを中心として低濃度の水銀汚染による影響解明の取組が進みつつあり、こうした国際社会の課題に対し、積極的に対応する必要がある。	
			(下位目標1)	平成7年の水俣病問題解決に当たっての閣議了解等を踏まえ、水俣病総合対策、地域再生・振興などを着実に実行する。		-	-			-
(下位目標2)	水俣病の経験を国内外に情報発信し、世界各地で顕在化している水銀汚染問題について、我が国の経験と技術を活かした国際協力を進める。		-	-	-					

*注: 公害防止計画は、現に公害が著しい地域等において、環境大臣の策定指示により関係都道府県知事が作成し、環境大臣により同意される計画で、公害防止計画地域数は、その計画の対象地域数、公害防止計画策定市区町村数は、その計画の対象市区町村数。

施策名		予算額 (百万円)	達成すべき目標 (下位目標)	指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果の概要
10 環境保健対策	(3) 環境保健施策に関する調査研究の推進	51	国民的な関心事となっている花粉症と大気汚染との関係、電磁波による健康影響等の諸問題について、調査研究を推進する。	-	-	-	スギ花粉症の発症、悪化への大気汚染物質の関与について究明するため、動物実験や疫学調査等の調査研究を進めた。疫学調査は、スギ花粉症がスギ花粉飛散数の影響を受けることが明らかとなったが、現在の環境における大気汚染がスギ花粉症を悪化させるという明白な結論は得られなかった。また、花粉症保健指導マニュアルについて、最新の知見及び関係省庁の取組等を盛り込み、全面改定を行った。いわゆる化学物質過敏症を生じさせるといわれている化学物質による健康影響の実態を解明するため、動物実験や二重盲検法を用いた疫学調査等の調査研究を実施した。また、電磁波による健康影響等の諸問題については、環境を通じた超低周波電磁波の個人曝露量把握に関する調査研究や文献調査を進めた。	国民的な関心事となっている環境保健問題である花粉症と大気汚染との関連、いわゆる化学物質過敏症、電磁波の健康影響について、因果関係解明には至らないものの、着実な成果をあげた。 大気汚染と花粉症との関係については、花粉症動物実験モデルの作成及びディーゼル排気微粒子(DEP)吸入曝露装置の開発に成功した意義は大きい。いわゆる化学物質過敏症については、未解明な部分も大きい。二重盲検法の症例数を増やし一定の結果を得るとともに、その病態解明に向けた有用な知見が得られた。また、電磁波に関する調査研究では、環境を通じた超低周波電磁波の個人曝露量把握に向け、基礎的な情報を得られたばかりでなく、今後の調査研究に向けての問題点も明らかになるなど成果をあげた。
		11 環境政策の基盤整備	329	環境政策推進のための知見を収集し活用するとともに、研修を実施することにより職員の知識の向上を図り、専門的技術を習得させる。	-	-	-	環境法、環境争訟及び環境自治行政の現状と展望について研究し、「環境法、環境争訟及び環境自治体の現状と展望(2)」という報告書を取りまとめた。また、近年顕在化している外因性内分泌かく乱物質化学物質(環境ホルモン)等の政策課題に対応するため、環境ホルモン環境モニタリング研修を新設する等、ニーズに対応した研修コースの充実を図った。
			(下位目標1) 情報収集・研究の成果を、環境政策を進めるうえで活用できるような形に集約する。	-				
			(下位目標2) 新たなニーズに対応した研究コースの見直し等を実施し、効率的な研究の実施に努める。	-				



4. 平成16年度の環境政策の企画立案に向けて

環境省における事後評価の目的は、省の政策全体の進捗状況を把握・評価し、新たな政策の企画立案及び既存政策の見直しに活用することです。このような観点から、環境省では網羅的な事後評価書とは別に、事後評価をもとに平成16年度の環境政策の企画立案及び施策の見直しをどのような方向で行うべきかをわかりやすい形で示すこととしました。

このため、環境政策の各分野のうち、国民のニーズや対応の緊急性、政策全般を効果的に実施するための必要性等の観点から、平成16年度に重点的に取り組むべき6つの分野を取り上げ、この6分野について、特に重点的に評価を行い、今後の取組の方向を明らかにすることとしました。

平成16年度に取り組むべき重点分野

1：環境と経済の統合を目指した取組

2：地域からの環境問題への取組の支援

3：地球温暖化対策

4：循環型社会の構築に向けた廃棄物・リサイクル対策

5：環境汚染の防止、安全・安心な生活の確保

6：生物多様性の保全

(1) 重点的に取り組むべき分野を検討するにあたり留意すべき背景

わが国としては、環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境も良くなるという好循環を生みだし、環境と経済が一体となって向上する社会、すなわち「環境と経済の統合」を目指す必要があります。

- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(以下「基本方針2003」と略)では、経済活性化に「環境と経済の両立を図りつつ」取り組むとされているほか、化学技術に係る重点4分野の一つとして「環境」があげられている。
- 鈴木環境大臣が主催の「環境と経済活動に関する懇談会」は、環境と経済の統合のための施策の基本的方向性について報告を取りまとめ、6月27日に公表された。

今日の環境問題は、日常生活や地域社会の在り方と大きな関わりを有していることから、その解決のためには、個人、家庭、企業、NPO等各主体による、日常生活や地域社会における足元からの自発的な環境保全への取組を進めていくことが不可欠です。

このため、環境教育や民間による環境保全活動を重点的に推進することが必要です。

- 中央環境審議会において「環境保全活動の活性化対策について(中間報告)」が取りまとめられた。
- ヨハネスブルグサミットにおける「人への投資」を呼びかける小泉総理の提案、「持続可能な開発のための教育の10年」が国連で決議された。
- 現在、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律案」が7月18日成立した。

京都議定書の発効を見据えて、更には平成17年から始まる第2ステップに向けて、京都議定書の6%削減約束の達成に向けた政府全体としての更なる対策の実効が求められています。

また、現在京都議定書に加わっていない米国や削減義務が課されていない途上国もについて、今後どのように温室効果ガス削減の国際的な取組に加わるように働きかけていくかも大きな課題となっています。

これらの点を中心に重点的に取組を進める必要があります。

- 早ければ年内にもロシアが京都議定書批准の可能性がある。
- 「基本方針2003」重点4分野の一つである。

現在の大量生産・大量消費型の社会経済活動は、廃棄物の排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄の多発といった問題を発生させています。

その解決のためには、こうした社会の在り方を抜本的に改革し、天然資源の消費が抑制され環境への負荷の低減が図られた循環型社会を構築する必要。このため、「循環型社会形成基本計画」に基づき、廃棄物等の発生抑制と適正な循環利用及び処分を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

- 本年3月に策定した「循環型社会形成推進基本計画」においては、平成12年から22年までの10年間で資源生産性や循環利用率を概ね4割向上、最終処分量を概ね半減させるという数値目標を掲げ、それを達成するための国や各主体(関連する人や組織)の取組を定めたところである。
- 「基本方針2003」で重要4分野の一つとして明示されている。
なお、同方針においては、「大規模施設整備が進められているごみ焼却施設については、稼働率やエネルギー利用等も考慮して、より効率的・効果的な整備に努める」「循環型社会の構築・地球環境問題への対応に当たっては、関係府省、研究機関等への重複支出を整理する」との記述がある。
- G8環境大臣会合において、わが国は国際的に循環型社会の形成に向けた先導的役割を果たすことを表明している。

現代の社会においては多種多様な化学物質が使われ、様々な汚染物質が環境中に放出されているが、その中には適切な管理が行われない場合には環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。

このような化学物質等による環境汚染を防止し、生態系を保全するとともに、国民が安全で安心な生活を送れるようにすることは環境省として極めて重要な責務です。

また、これまでの環境問題とは異なる、環境中に残存する旧日本軍の毒ガス由来の化学物質汚染について、その現状を的確に把握した上で、必要な管理施策を迅速かつ的確に進める必要があります。

- ここ数年の間に化学物質対策に係る制度整備が進展した。
- 大気汚染や水質汚濁に関しては改善傾向は見られるものの依然として環境基準を達成していない項目があることから、一層の対策の推進が求められている。
- 旧日本軍による毒ガス弾によると見られる健康影響が発生する等の問題が顕在化している。
- 内閣官房の指示を受けて対応に当たるとともに、昭和48年の「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査に着手した。

(「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物等への緊急対策について」閣議決定。)

これまでも自然再生推進法に基づく自然再生への取組やカルタヘナ議定書国内担保法(遺伝子組換え生物等の使用等の規制などを行うもの)制定などの取組などを進めたが、移入種対策や国立公園の質の向上、里地里山の保全等更に取り組むべき課題が残されており、今後これらの取組を着実に進めていくことが必要です。

- 昨年策定した「新・生物多様性国家戦略」では、生物多様性の現状と問題点を、人間活動による生態系への直接的な悪影響(開発や乱獲等) 自然に対する人の働きかけの縮小による悪影響(里山の荒廃、耕作地放棄等) 近年顕在化してきた問題(移入種等)といった「3つの危機」として整理している。

(2) 重点分野毎の施策の現状、これまでの取組、主要課題及び施策の展開の方向

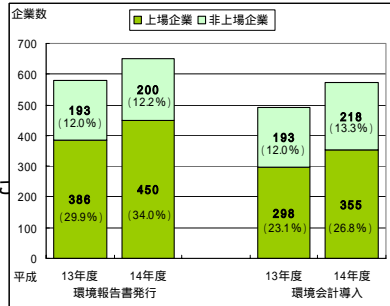
1: 環境と経済の統合を目指した取組

現状

今日の環境問題に対処するためには、これまでの規制を中心とした手法のみでは解決が困難であるため、経済的手法の活用や環境報告書・環境会計のガイドラインなど、事業者による自主的取組を推進していく施策が必要となります。

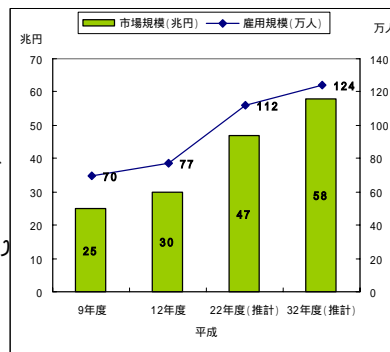
《企業活動における環境配慮の現状》

環境マネジメントシステムについては、代表的な規格である ISO14001*の認証取得件数が年々着実に増加しており、平成 15 年 5 月には 12,000 件に達しています。また、環境報告書作成、環境会計導入企業も増加傾向にあります。



《環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の拡大》

環境ビジネスの市場規模、及び雇用規模は着実に増加しており、今後の拡大が期待されます。



《グリーン購入の現況》

グリーン購入法の対象となる国、独立行政法人などの公的機関全てで環境物品等の調達が実施されています。また、地方公共団体のうち約 38.7% がグリーン購入に関する取組を実施しています。事業者による環境物品等の調達の実施率は、上場企業において 22.9%、非上場企業は 17.8% と、前年度より着実に増加しています。

《環境技術の状況》

環境技術については、有用と思われても環境保全効果等の客観的な評価が行われていないため、普及が進まない技術も見られます。

* 太字は、巻末に語句説明を掲載

平成 16 年度施策の方向

- 環境と経済の統合を目指したまちづくりなどを通じた、環境と経済の好循環を生み出す環境ビジネスの育成・振興
- 環境報告書の信頼性・比較可能性の向上を始めとして、積極的な環境経営が社会や市場の中で高く評価されるような条件整備など、企業の環境経営の促進、産業活動のグリーン化
- ナノテク等の先端技術など選択的・集中的な環境技術開発の促進及び先進的な環境技術の普及等

これまでの取組

《経済的手法の活用》

- 公害防止施設等に対する融資制度、税制優遇措置を整備・実施しました。
平成 15 年度税制改正
- 低公害車の普及を図るための自動車税グリーン化等の延長及び拡充
- 環境研究・環境技術開発の試験研究費の一部税額控除制度等新設
- エネルギー対策に充てられる石油税(現在の石油石炭税)等の特定財源に関する歳出のグリーン化

《事業者の自主的取組の支援》

- 環境報告書や環境会計といった事業者の自主的取組の支援ツールとして、「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002 年度版 -」、「環境保全コスト分類の手引き 2003 年版」等を作成しました。また、中小事業者等の幅広い事業者を主な対象とした環境活動評価プログラム(エコアクション 21)について内容の見直し・認証制度について検討をし、報告書を取りまとめました。
- 環境報告書の第三者認証について検討を行い、報告書を取りまとめました。

《グリーン購入の促進》

- 「グリーン購入に関する基本方針」に定めた特定調達品目が拡大され、公的機関による環境物品等の対象製品が増えました。また、説明会の開催を通じて、取組機関数が大幅に拡大しました。

《環境ビジネスの振興》

- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002 (平成 14 年 6 月 25 日閣議決定)において、「30 のアクションプログラム」の 1 つとして環境産業の活性化が位置付けられました。そして、平成 14 年 12 月に取りまとめられた「環境・エネルギー産業発掘戦略」では、技術のグリーン化、産業のグリーン化、市場のグリーン化について、戦略目標や具体的行動計画が示されました。
- 「環境ビジネス研究会」では、環境ビジネスの振興策等について取りまとめられたほか、「環境と経済活動に関する懇談会」報告を踏まえ、環境と経済の統合に向けた将来ビジョンの作成と具体的施策の検討を行いました。
- エコタウン事業、循環型社会形成モデル事業等、地方自治体の取組を支援しました。
- 金融機関のグリーン化に関する調査研究を実施しました。

《環境技術の客観的評価》

- 環境技術実証モデル事業を平成 15 年度より導入し、客観的な技術評価を実施します。

主要課題

- 個人、企業等各主体が環境行動をとるようになる「意識の革新」が必要です。(消費者の環境行動の促進、企業の環境行動の促進、消費者と企業の情報受発信や相互交流の強化)
- ISO14001 の認証取得を始めとした環境行動が社会や市場での評価や経済的な利益につながるような「社会経済システムの革新」が必要です。また、ISO14001 の認証取得が困難な中小企業に対しては、より簡易な「エコアクション 21」の普及を推進する必要があります。
- 地域発で環境と経済の好循環を創出していくことが必要です。このため、地域の特色を活かした環境ビジネスを中心とする雇用の確保や地域の活性化などの検討が必要です。
- 世界に先んじた「技術の革新」につながる基礎研究等への取組、ナノテク等を活用した技術開発の強化、自然・都市再生などを狙いとした技術の推進、先進的な環境技術の環境保全効果等の第三者による客観的な実証、優秀な若手研究者・技術者の支援が必要です。また、地域産官学等の連携・交流の推進が必要です。
- 環境保全に必要な施策が講じられるよう、環境保全経費の見積り方針の調整を効果的に活用していくことが必要です。

2：地域からの環境問題への取組の支援

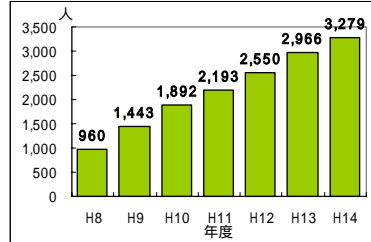
現状

《地域における環境問題への参画主体の拡大》

地域における環境問題への参画主体、数、範囲が、それぞれ拡大しています

《事業者・市民・NGOへの環境コンサルティング》

環境省では、環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者などの環境保全活動に対する助言などを行う人材として、**環境カウンセラー**の登録を行っています。審査を経て登録された環境カウンセラーの数は、毎年、着実に増加しています。平成14年度は延べ381名が新規登録し、14年度末の延べ登録数は3,279名となりました。



《小中学生の環境教育》

環境省が小中学生の環境活動を支援する取組の一つである**子どもエコクラブ**の数は約4,000にとどまっていますが（平成14年度）、クラブ当たりの会員数の増加に伴い、総会員数は前年度を約2,500名上回る77,500名の登録となり増加の一途を辿っています。



《社会貢献への意識の向上》

内閣府の「社会意識に関する世論調査」（平成14年12月）によると、社会に貢献したいという人の割合が、昭和52年には45%であったものが平成14年では59%となっています。

《地域社会における環境保全活動》

NPO法人（特定非営利活動法人）として環境保全活動に取り組む人・組織の数は年々増加しています。また、「環境にやさしいライフスタイル実態調査」（14年環境省調査）によると、環境保護団体（環境NGO）や地域の自治体の環境保全活動に関する活動に参加したり、接したりしたことのある人は2割に及んでいます。

《事業者等の環境保全活動》

事業者や事業者団体、生協、農協等の団体においても、ステークホルダー（利害関係者）との関係や社会的責任を果たす観点からなど、環境保全活動に積極的に取り組もうとする例が増加しています。

平成16年度施策の方向

- 環境カウンセラーの一層の活用など環境教育の推進、環境保全を担う人材育成の推進
- 地方における活動支援拠点の整備など、民間環境保全活動の基盤づくり、パートナーシップの促進
- 環境と経済の統合を目指したまちづくりの促進 等

これまでの取組

《環境カウンセラー制度の拡充》

- 平成14年度までに、環境カウンセラー3,279名（事業者部門1,994名、市民部門1,285名）の登録、研修を実施しました。
- 「環境カウンセラー登録制度に係る検討会」を設置し、環境カウンセラー制度の推進の具体的方策について検討しました。

《環境教育・環境学習等の推進》

- 平成11年度から毎年、廃棄物、水質、大気といったテーマに沿った環境学習プログラムを全国の自治体や学校等へ提供しています。14年度のプログラムのテーマは「都市環境」でした。
- 子どもエコクラブ事業を地方公共団体と連携して実施しており、14年度には約4,000のクラブ、約77,500人の小中学生に対して、環境に関する分かりやすい情報を提供しました。
- 文部科学省と連携して、国立公園などで子どもたちが環境保全活動や自然体験活動を行う**子どもパークレンジャー事業**を実施しています。
- 国立公園において、環境学習に資するフィールドの整備や自然環境の保全、並びに環境学習のプログラムを推進しています。また、地方公共団体においては、身近な自然とふれあう場として環境ふれあい公園の整備などに取り組んできました。
- 行政・企業・NPO等の各主体連携の地域における環境学習システム構築のためのモデル事業を、14年度には7地方公共団体で実施しました。

《各主体のパートナーシップ推進》

- 地球環境パートナーシッププラザ/環境パートナーシップオフィスを平成8年に開設して以来、各主体のパートナーシップ促進のために、NGO支援や環境に関する情報の提供に力を注いできました。

《地域環境総合計画の策定補助》

- 地方公共団体の環境保全施策の総合的体系となる地域環境総合計画の策定を補助しました。14年度までにすべての都道府県・政令指定都市と500市町村（全市町村の15%）において計画が策定されています。また、地方公共団体の環境行政を情報面から支援するため、全国の地方公共団体の環境関連情報を、インターネットにより提供するシステム（知恵の環）を運用しています。

《環境保全活動を目的とする民間団体の支援》

- 環境保全活動を目的とする民間団体を支援しており、地球環境基金を通じて、14年度には227の民間団体に総額8億400万円の活動費助成を行いました。

主要課題

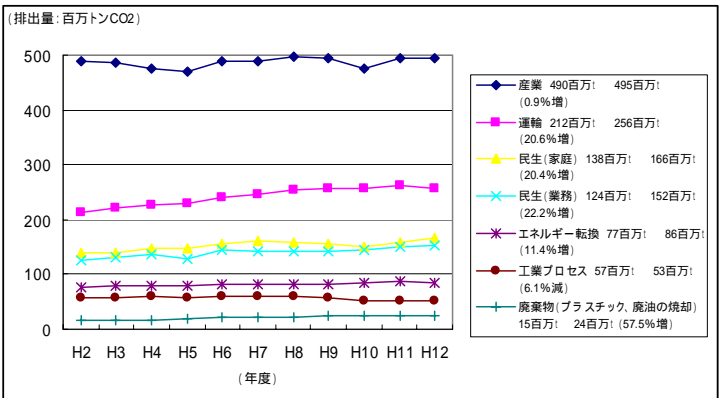
- 次世代を担う子供たちへの環境教育・環境学習について、教材にも工夫をこらしつつ更なる推進を図ることが必要です。環境教育・環境学習の担い手となる人材育成が必要で
- 活動実績の把握や活動の場・機会の拡大等の環境カウンセラー制度の一層の活用のための方策の具体化が必要で
- 国連総会において「国連持続可能な開発のための教育の10年」が決議されたことを受けて、ユネスコが中心となって現在策定中の国際実施計画を踏まえた措置を事業に盛り込むことが必要で
- その際、アメリカに対しても取組を強く促す必要があります。
- 国民、NPO、企業、行政等各主体間のパートナーシップ形成を促進するために、情報の収集・提供機能、民間団体等の交流や研修の場としての機能を有する拠点の整備が必要で
- まちづくりなど、地域全体としてより良い環境を創っていかうという取組を支援する必要があります。
- ヒートアイランド対策大綱を取りまとめ、関係省庁と一体となって都市環境の改善を推進することが必要で

3：地球温暖化対策

現状

《地球温暖化により懸念される影響》
《気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第3次評価報告書によると、1990年から2100年までの全球平均地上気温の上昇は、1.4～5.8になると予測されています。こうした地球温暖化による影響として、海面の上昇、温暖化による経済的損失、気候の変化による食糧供給への影響、生態系への影響、人間の健康への影響等が予測されています。「地球温暖化の日本への影響2001」(平成13年3月)によれば、わが国では、今後100年間に南日本で4、北日本で5も気温が上昇すると予測されています。

《わが国における温室効果ガス排出状況》
 わが国の平成12年度における**温室効果ガス**の総排出量は、13億3,200万トン(二酸化炭素換算)で、京都議定書の規定による基準年(原則として平成2年)の総排出量(12億3,300万トン)と比べ、8.0%増加しています(前年比でも0.2%の増加)。従って、**京都議定書の6%削減約束**を達成するためには、基準年比14%の削減が必要です。
 二酸化炭素総排出量を部門別にみると、平成2年度比で産業部門(工業プロセスを除く)では0.9%増加、運輸部門で20.6%、民生(家庭)部門で20.4%増加となっており、特に運輸、民生部門が著しく増加しています。この要因としては、個々の自動車の燃費は改善している一方、消費者の嗜好の変化により、乗用車は大型化(重量化)していること、1世帯当たりのエネルギー消費量が増加していることが考えられます。



平成16年度施策の方向

- 第2ステップに向けた京都議定書の6%削減約束達成のための取組の評価と更なる取組の強化
- 石油特別会計予算を活用したエネルギー起源CO₂対策事業の拡充(温暖化対策ビジネスの推進、バイオマスエタノール、燃料電池、太陽光発電や小型風力発電の普及、ライフスタイルの変革に向けた国民運動の展開等)
- 米国や途上国との政策対話の強化を含む国際的な地球温暖化対策の推進
- 温暖化対策税の検討等

これまでの取組

- 《京都議定書における排出削減目標達成に向けた取組》**
- 平成4年に大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを究極的な目標とした**気候変動枠組条約**が採択されました。さらに9年に京都で開催された第3回締約国会議において京都議定書が採択され、先進国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数量化された削減目標が設定されました。わが国は14年6月、同議定書に批准し、20年(2008年)から24年(2012年)の第1約束期間における温室効果ガスの総排出量を、基準のレベルから6%削減することを約束しています。
 - 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、**地球温暖化対策に関する基本方針**並びに**地球温暖化対策推進大綱**(14年3月策定)に沿って、各種施策に取り組みました。
 - 地球温暖化防止に向けた各種普及啓発を行いました。
 - ・ 各界のオピニオンリーダーからなる「環の国くらし会議」の開催
 - ・ 「私の環のくらしハンドブック」、「温暖化防止のための環境学習DVD教材」の作成・配付
 - ・ 温暖化対策製品の普及を目的とした「環のくらしフォーラム」の開催
 - ・ 「電球型蛍光灯の普及に向けたアクションプラン」の作成
 - 地球温暖化対策を地域において推進していくため、温暖化診断を5地域協議会(1,279世帯)、ITエコドライブを5地域協議会(111台)でモデル事業として実施しました。
 - 冷媒用フロン回収・破壊を義務づけるフロン回収破壊法が施行されました。(業務用冷凍空調機器(14年4月)、カーエアコン(14年10月))
 - 民間事業者などによる**京都メカニズム**活用を支援するために、国内体制の整備、**CDM/JI**事業の実現可能性調査、及び三重県と共同で排出量取引シミュレーションを実施しました。
 - 地球温暖化対策の実効性を確保するため、米国や途上国を含むすべての国が参加する共通のルールが構築されるよう最大限の努力を傾けました。また、インターネット等を通じて、途上国に対する温暖化関連情報の提供やアジア太平洋地域セミナーの開催などにより、途上国との連携を強化する取組を実施しました。
 - 温暖化対策税の具体案を示すためのワーキンググループを設置し、検討しました。
 - 石油特別会計における「歳出のグリーン化」をより一層強力に推進することとし、石油特別会計の所管大臣として、これまでの経済産業大臣に加えて、環境大臣も共管大臣として位置付けられました。これによって、環境省が行う施策も本会計で予算措置ができるようになりました。



主要課題

- 地球温暖化対策推進大綱に盛り込まれた施策の着実な実施。京都議定書の6%削減約束の達成には、基準年総排出量の14%分の削減が必要です。増加が続いている運輸・民生部門を中心に、再生可能エネルギーの普及促進を含めなお一層の取組が必要です。
- 米国や途上国を含む全ての国が参加する共通のルール構築に向けた取組が必要です。
- 第2ステップ(平成17～19年)に向けて対策の評価・必要な追加的対策の導入が必要です。
- 温暖化対策税については、第2ステップに向けての評価・見直しの結果、京都議定書の6%削減約束達成のために必要とされた場合に備え、具体的な案を示すとともに、更に検討を進め、国民や関係方面の理解が得られるよう努力していく必要があります。

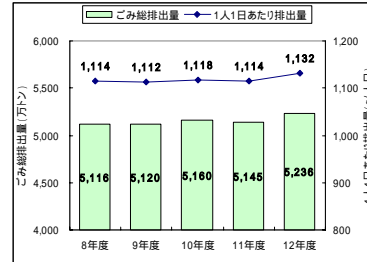
4：循環型社会構築に向けた廃棄物・リサイクル対策

現状

《一般廃棄物の発生・処理状況》

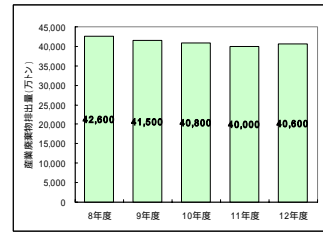
一般廃棄物（家庭ごみ、オフィス・レストラン等からの事業系ごみ）の排出量は、平成元年以降、毎年約 5,000 万トンでほぼ横ばい傾向が続いています。平成 12 年度におけるごみの総排出量は、5,236 万トンとなり、東京ドーム 141 個分に相当します。また、1 人 1 日あたりのごみ排出量に換算すると、1,132 キログラムになります。

12 年度における一般廃棄物の再生利用量は、14% で前年度より増加しており、最終処分量についても 1,050 万トンと順調に削減されています。



《産業廃棄物の発生・処理状況》

産業廃棄物の総排出量は年間約 4 億トンで、横ばい傾向にあります。そのうち、再生利用量は 45% と前年度より増加しており、最終処分量についても 4,500 万トンと順調に減少しています。また、産業廃棄物の不法投棄の状況については、ここ数年は 40 万トン前後で推移していましたが、13 年度は約 24 万トンと大幅に減少しました。一方、投棄件数は 1,150 件と増加しています。



《最終処分場の残余年数》

最終処分場の逼迫は特に産業廃棄物において厳しい状況にあります。12 年末時点で残余年数が 3.9 年となっており、特に首都圏では 1.2 年と特に厳しい状況となっています。

《ダイオキシン類の排出の現状》

13 年度における廃棄物焼却施設から排出されたダイオキシン類の排出量は、一般廃棄物焼却施設で 9 年度比 84% 減、産業廃棄物焼却施設で 9 年度比 64% 減と年々減少しています。

《リサイクルの現状》

容器包装リサイクル法に基づく分別収集総量は、9 年度の約 125 万トンから 13 年度には約 230 万トン、14 年度は 4 月から 12 月までの実績で約 186 万トン（15 年 3 月までの 14 年度では推計約 260 万トン）と増加傾向にあります。また、家電リサイクル法に基づき、14 年度には約 1,010 万台の廃家電が家電リサイクルプラント（現在 40 カ所）でリサイクル処理されました。

《PCB 廃棄物処理の現状》

PCB 廃棄物の処理については、これまで民間団体が中心となって処理施設建設の努力がなされてきましたが、地元の理解が得られないなどの理由で、処理体制の構築ができず、約 30 年間の長期にわたり PCB 廃棄物の保管が続いています。

《汚水処理施設整備の状況》

汚水処理施設整備率(下水道、浄化槽、農業集落排水処理施設等を含む)。73.7%のうち、浄化槽による汚水処理施設整備率は、13 年度末に 7.6% となり、前年度より上昇しました。

平成 16 年度施策の方向

- 地方組織の充実・活用、電子マニフェスト（産業廃棄物管理票）の普及拡大、優良な処理業者の育成等による産業廃棄物不適正処理対策の強化。過去に不適正処分された産業廃棄物の支障の除去の計画的実施
- リサイクル施設、最終処分場、PCB 廃棄物処理施設など廃棄物処理・リサイクル施設の効果的整備
- 浄化槽市町村整備推進事業の促進 等

これまでの取組

《循環型社会システムの構築》

- 具体的な数値目標（資源生産性、循環利用率、最終処分量）などを示した循環型社会形成推進基本計画を、法律上の期限を半年以上前倒して 15 年 3 月に策定し、循環型社会の形成に向けての今後の取組の方向性を提示しました。
- 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などの個別リサイクル法に基づき、概ね順調にリサイクルが進められています。また、14 年 7 月に、新たに自動車リサイクル法が成立しました。
- 排出事業者の処理責任の徹底、産業廃棄物の処理基準の設定、事業者等の違法行為に対する厳格な対応等により、排出抑制、再生利用の促進、最終処分量の削減とも、前年度と比べ進展しています。更に、不法投棄の未然防止等とリサイクルの推進を図るための廃棄物処理法一部改正が 15 年 6 月に成立しました。
- 廃棄物等の適正な輸出入及び特別管理廃棄物の適正な処理の確保のため、違法な輸出入を防止しています。

《循環型社会形成のための社会資本整備》

- ダイオキシン本格規制に対応したごみ焼却施設の整備を行うとともに、污泥再生処理センター、リサイクルプラザ等の廃棄物処理・リサイクル施設を整備してきました。
- エコタウンプランに基づいて民間業者が行う先進的・先駆的なリサイクル施設に支援を行いました。
- 健全な水循環に資するため、地域の特性にあった浄化槽の整備を進めています。

《負の遺産の解消》

- 不法投棄等の産業廃棄物の不適正処理の防止については、都道府県等の行政処分及び監視体制を強化し、都道府県等が代執行として行う原状回復措置について現行の基金制度による支援を実施しました。また、過去の不法投棄等に対する原状回復措置について新たな枠組みで支援を行うため、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法が 15 年 6 月に成立しました。
- PCB 廃棄物の処理については、北九州、東京、豊田、大阪、北海道において処理施設の立地が具体化しました。

主要課題

- 循環型社会形成推進基本計画で示した物質フロー会計（数値目標）に関する国際共同研究の推進が必要で。
- 不適正処理の防止については、環境省の地方組織を充実・活用しつつ、今般の廃棄物処理法改正により盛り込まれた広域の見地からの調整等を効果的に実施するとともに、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の電子化の普及の促進、優良な処理業者の育成等、廃棄物の適正管理方を強化することが重要です。過去に不適正処分された産業廃棄物については、支障の除去を計画的かつ着実に推進することが必要です。
- 循環型社会構築のために必要とされる 3 R の取組や廃棄物処理・リサイクル施設の整備及び技術開発について、重点的・計画的に施策を充実していくことが必要です。
- 廃炉解体の円滑化と施設整備の効率的実施のための支援の在り方の検討が必要です。
- 地域の特性にあった汚水処理施設整備のため、市町村主体で実施する浄化槽市町村整備推進事業の一層の拡充・推進が効果的です。なお、浄化槽の普及についてのさらなる PR も必要です。
- 拠点の処理施設の整備を始めとする PCB 廃棄物処理の推進が必要です。

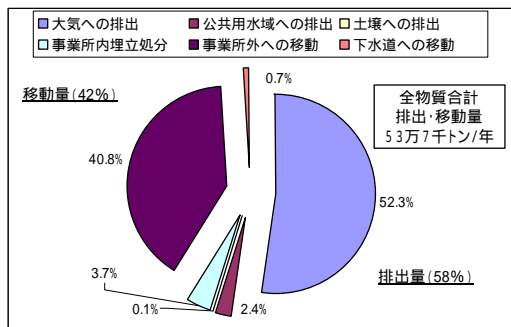
5：環境汚染の防止、安全・安心な生活の確保

現状

《化学物質の排出・移動量の現状》

現代の社会においては、物の生産などに多種多様な化学物質が利用され、推計で国内において5万種以上の化学物質が流通しています。わが国では、化学物質審査規制法に基づいて、年間300物質程度の新規の化学物質が届出されています。

また、PRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）の対象化学物質354種類について、事業者から届出のあった平成13年度の環境への排出量は約31万4千トン、廃棄物に含まれる事業所外への移動量は約22万3千トンで、合計で約53万7千トンでした。



《ダイオキシン類の排出量の現状》

ダイオキシン類の年間排出量は、13年は1,740～1,760g-TEQ（毒性等量＝濃度）で、平成9年からの4年間で77%削減されました。

《大気・水環境の現状》

大気環境は、総じて改善傾向にあります。但し、大都市地域を中心に、自動車排出ガスを主因とする二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気汚染状況は依然として厳しい状況にあります。水環境は、健康項目についての環境基準はほぼ達成されていますが、生活環境項目は、湖沼、内湾等閉鎖性水域において依然として低い状況にあります。地下水については、硝酸性窒素などによる環境基準の超過率が高くなっています。

《土壌汚染の現状》

土壌汚染は、近年、工場跡地や研究機関跡地の再開発・売却事例の増加、環境管理の一環として自主的な汚染調査を行う事業者の増加、及び自治体における地下水の常時監視の体制整備に伴い、土壌汚染の判明件数が急激に増加しています。

《その他》

自然界には存在しない有機ヒ素化合物（ジフェニルアルシジン酸）による環境汚染による健康影響が生じるなど、旧軍の毒ガスに起因すると見られる問題が顕在化しています。

平成16年度施策の方向

- 改正化学物質審査規制法に基づく動植物への影響に着目した審査・規制の実施やリスクコミュニケーションなど化学物質対策の推進
- 使用過程車の排出ガス低減対策、低公害車の普及促進など、環境基準達成に向けた自動車排出ガス対策の一層の推進
- 健全な水循環の確保に向けた取組の推進
- 茨城県神栖町の緊急措置事業や旧軍毒ガス問題に関する調査など、旧軍毒ガス問題への対応等

これまでの取組

《化学物質対策の推進》

- 新たに製造、輸入される化学物質については、化学物質審査規制法により事前審査を行っています。そのうち人の健康に対する有害性が認められた物質については、その有害性の程度に応じて、製造、輸入、使用に係る規制を実施しました。また、同法の改正により、化学物質の動植物への影響に着目した審査・規制制度を導入しました。
- 環境中の化学物質の残留状況について化学物質環境汚染実態調査を実施するとともに、「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」に基づき、内分泌かく乱作用の疑いのある化学物質についての評価等を実施しました。
- 14年度より事業者(3万5,000事業所)からの排出量等の届出の受付を開始し、また届出対象外の排出源からの排出量の推計を行い、第1回の集計結果(13年度PRTRデータ)を15年3月に公表しました。
- 化学物質アドバイザーの育成・登録派遣を開始するとともに、市民、産業及び行政の代表からなる「化学物質と環境円卓会議」を開催するなど、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進しています。
- POPs条約へ加入し、国内実施計画の策定を開始しました。
- 規制の強化、廃棄物焼却炉対策などダイオキシン類対策は有効に機能しています。
- 農業については、作物残留及び水質汚濁に係る登録保留基準の設定するとともに、14年度は水産動植物に係る登録保留基準の改定、農業取締法改正を受け農業使用者が遵守すべき基準の設定等を実施した。

《大気・水環境保全のための取組》

- 大気、水、土壌などの環境汚染に対する環境基準の設定や排出規制等の対策の実施、汚染の状況の監視を行いました。
- 自動車排出ガス対策としては、自動車NOx・PM法を制定し、環境基準の達成が困難な大都市地域における対策を強化したほか、平成17年より自動車単体の排出ガス規制を強化することとしました。「低公害車アクションプラン」(13年7月)に基づき、圧縮天然ガス(CNG)車など実用段階にある低公害車を平成22年度までのできるだけ早い時期に1,000万台以上普及させることを目指しています。また、健康への影響が懸念されている微小粒子状物質(PM2.5)やディーゼル排気微粒子(DEP)について、諸調査を実施しました。

《土壌汚染対策の推進》

- 市街地等の土壌汚染対策については、土壌汚染対策法が15年2月に施行され、法の円滑な施行に向けた分析方法等の告示、指定調査機関の指定等体制整備を行いました。

《旧軍毒ガス問題への対応》

- 旧軍毒ガス問題については、茨城県神栖町において健康影響に係る緊急措置や原因究明調査等を実施するとともに、昭和48年の「旧軍毒ガス弾全国調査」のフォローアップ調査に着手しました。

主要課題

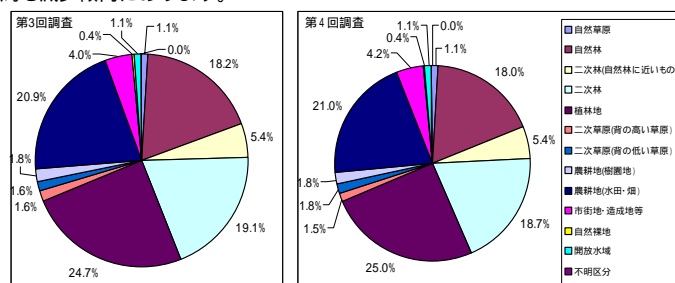
- 動植物影響にも着目した化学物質審査・規制、既存化学物質の安全性点検の推進、PRTR制度の円滑な運用、リスクコミュニケーションの推進、内分泌かく乱化学物質問題への対応、POPs等に係る国際協調による取組など、化学物質対策の一層の推進が必要です。
- 二酸化窒素、浮遊粒子状物質について、「22年度までに環境基準をおおむね達成すること」等の目標達成に向けて、自動車排出ガス対策を含む各般の対策の総合的推進が必要です。また、「自動車NOx・PM法」の適切・円滑な実施のため、事業者に対する支援措置が重要です。
- 健全な水循環の確保に向けた具体的な対策の推進、土壌環境対策制度の円滑な運用が必要です。
- 茨城県神栖町の緊急措置事業及び原因究明などの着実な実施が必要です。
- 未然防止の観点から、徹底した全国調査の実施及び法的措置も含めた幅広い方策の検討が必要です。

6：生物多様性の保全

現状

《わが国の自然環境の現状》

わが国の自然環境は、第4回自然環境保全調査（平成2～4年度）によると、第3回調査（昭和58～61年度）との比較から、自然林、二次林が減少し、植林地、市街地、造成地等が増加傾向にあります。また、湖岸、海岸では、自然湖岸や海岸が減少し、人工湖岸や海岸が増加しています。くわえて、藻場や干潟も減少傾向にあります。



《わが国の野生生物種の現状》

わが国は、亜熱帯から亜寒帯にわたる気候帯や起伏に富み標高差のある国土といった自然環境を有し、動物は脊椎動物約1,400種、無脊椎動物約35,000種、植物は維管束植物約7,000種など多様な生物種の生息が可能となっています。

《わが国の生物多様性の危機》

しかしながら、わが国では現在多くの種が存続を脅かされ、これらの種の絶滅を防ぐことが喫緊の課題となっています。絶滅のおそれのある野生生物の種を取りまとめたレッドリストでは、哺乳類、両生類、汽水・淡水魚類、維管束植物の2割強、爬虫類の2割弱、鳥類の1割強にあたる2,663種が絶滅の恐れのある種として分類されています。

《里地里山の現状》

里地里山は、生物多様性保全上で重要な役割を担っていますが、近年の過疎化等による管理放棄、都市近郊での宅地、道路等の開発行為による土地利用転換などにより、里地里山の消失や質の低下が顕在化しています。

《生物種の移入による在来種への影響》

国外あるいは地域外からの生物種の移入は、他の種を補食することや生息場所を奪うことにより在来種を圧迫し、在来の近縁種と交雑することによって生態系をかく乱し、生物多様性の減少をもたらすことが懸念されています。

平成16年度施策の方向

- 移入種による生物多様性への悪影響を予防・軽減するための措置など移入種対策に関する制度の確立
- 国立公園の質の一層の向上、自然体験学習の推進
- 里地里山の保全・再生の推進 等

これまでの取組

《生物多様性の保全のための取組》

- **新・生物多様性国家戦略**（14年3月全面改定）が示す種の絶滅、湿地の減少、移入種問題などへの対応としての「保全の強化」、保全に加えて失われた自然をより積極的に再生、修復していく「自然再生」の提案、里地里山など多義的な空間における「持続可能な利用」の大きな3つの柱に基づき、国内希少野生動植物種の指定、生息地等保護区の指定、自然公園法の改正、保護地域の指定・管理等の施策を実施しました。
- 国立公園としては28か所、国土の5.45%が指定され、国立公園・都道府県立自然公園とあわせると国土の約14%が自然公園として指定されています。
- 国内希少野生動植物種の生息地等保護区として7地区が指定されています。
- 自然公園の適正な保護及び利用の増進を図るための公園計画については、概ね5年ごとに見直すこととしており、平成14年度は7地域の国立公園について公園区域及び公園計画の見直し、国立公園についても3地域の公園区域及び公園計画の見直しを行いました。
- 移入種問題に関する専門家による検討会を設置し14年8月に「移入種(外来種)の対応方針」を取りまとめ、さらに具体的な対策の検討を進めるため、15年1月に中央環境審議会へ諮問しました。

《自然環境に係る調査研究の推進》

- 第6回自然環境保全基礎調査として、植生、動植物分布、浅海域データ等の蓄積を実施しました。
- 全国に1,000箇所の定点を設定して、生態系に係る長期的なモニタリングを展開するモニタリングサイト1,000（15年度から実施）の実施内容を検討しました。また、重要湿地500について、その保全の検討を進めるとともに、インターネット自然研究所に重要湿地に関する情報を掲載し、普及啓発活動を行いました。

《自然再生事業の推進》

- 関係各省の連携と専門家、地元自治体、NPO、地域住民の参加のもと、過去に失われた自然環境の再生に着手しました。釧路湿原における蛇行河川の復元、湿地の再生、集水域の広葉樹林の復元や、埼玉県くぬぎ山における里山の再生が具体的取組としてあげられます。
- 自然再生について基本理念を定め、自然再生推進の具体的な手順を示した**自然再生推進法**が成立、施行されました。自然再生基本方針を策定するなど同法の運用のための体制を整備しています。

《国際的な取組に対する対応》

- 遺伝子組換え生物については、遺伝子組換え生物の輸出入に関する国際的な枠組みを定めた**カルタヘナ議定書**が採択され、この議定書に対応する国内担保法の整備を行い、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性確保に関する法律案を国会に提出し、15年6月に成立しました。
- **ワシントン条約**等の適切な履行など、自然環境保全分野での国際協力を推進しています。

主要課題

- 移入種対策の制度化に向けた取組の検討が必要です。
- 国立公園が観光立国政策を支える柱の一つであることを踏まえ、自然保護対策の充実やエコツーリズムの推進を図るのみならず、温暖化対策、廃棄物対策等の環境対策を総合的・重点的に講ずることが必要です。
- 都市近郊などを含めた里地里山の保全と持続可能な利用に関して、関係省庁・機関・団体等の各主体の連携による取組を促進することが必要です。
- 自然再生の更なる推進が必要です。
- 都市住民にも親しみやすいような身近な生物の生息空間（ピオトープ）の整備による自然と共生した生活環境の形成・充実が必要です。
- 自然体験学習の推進が必要です。

参考：語句説明

1：環境と経済の統合を目指した取組

ISO14001

ISO(国際標準化機構)による環境マネジメントシステムの仕様を定めた国際規格で、ISO規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければならない事項が盛り込まれています。

環境活動評価プログラム(エコアクション21)

中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わり」に気づき、目標を持ち、行動することができ、環境マネジメントの簡易な方法を提供する目的で策定されたプログラムです。このプログラムに参加することにより、中小事業者でも、簡易な方法により環境保全への取組が展開でき、かつその結果を「環境行動計画」として取りまとめ、公表できるように工夫されています。ISO14031(環境パフォーマンス評価の国際規格)との整合性も図られています。

エコタウン事業

エコタウン事業は、「ゼロ・エミッション構想」(ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを目指す構想)を地域の基本構想として位置づけ、同時に地域振興の基軸として推進することにより、先進的な環境調和型まちづくりを進めるために平成9年度に創設された制度。

2：地域からの環境問題への取組の支援

環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格し、その知識や経験をともに市民・事業者等の環境保全活動に対して助言等を行うことのできる人材。

子どもエコクラブ事業

環境省が、地方公共団体との連携の下、全国の小中学生を対象に自主的に環境に関する学習・活動を行うクラブの設立を呼び掛け、クラブの子どもたちが地域の中で楽しみながら学習・活動できるようプログラムや情報の提供等を行っている事業。

子どもパークレンジャー事業

子どもたちが、全国各地の国立公園等において自然保護官(レンジャー)の行う環境保全活動や利用指導に参加することにより、自然保護や環境保全の大切さを学ぶ事業。

地球環境パートナーシッププラザ

環境省が国連大学と共同で運営する機関で、NPO、企業、行政機関の対等で互いを尊重したパートナーシップの促進のために設立された。社会を構成する各主体の活動やパートナーシップについての情報収集・提供のほか、NPO活動支援やパートナーシップ促進のための調査・研究、提言活動も行っている。

3：地球温暖化対策

IPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change)

気候変動に関する政府間パネル。地球温暖化問題について科学的な評価を行う公式の場としてUNEP(国連環境計画)とWMO(世界気象機関)の共催により1988年11月に設置され、各国の科学者・専門家の検討により科学的、技術的知見を提供している。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)の6物質が温室効果ガスの削減対象とされている。

気候変動枠組条約

地球温暖化防止に対する取組を国際的に協調して行うため、1992年(平成4年)5月に採択され、1994年(平成6年)3月21日に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととしない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。

京都議定書

1997年(平成9年)12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択されたもので、先進各国等の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値約束が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム等の仕組みが合意された。

地球温暖化対策に関する基本方針

国、地方公共団体、事業者及び国民といった各主体が講ずべき措置に関する基本的事項等を定めたもの。

地球温暖化推進大綱

平成9年12月の京都議定書の採択を受けて、内閣に設置された地球温暖化対策推進本部(本部長:内閣総理大臣)が平成10年6月に決定。平成14年3月に改訂され、京都議定書の6%削減約束を履行するための具体的裏付けのある対策の全体像を明らかにし、100種類を超える個々の対策・施策のパッケージをとりまとめた。

京都メカニズム(JI・CDM・排出量取引)

京都議定書で、国際的に協調して排出目標を達成するために導入された措置で、共同実施(JI: Joint Implementation)、クリーン開発メカニズム(CDM: Clean Development Mechanism)、排出量取引(Emissions Trading)の3つをいう。共同実施は、排出削減義務のある先進国が他の先進国において排出削減事業を行い、事業により生じた排出削減枠を事業のホスト国から投資国に移転させる制度。クリーン開発メカニズムは、排出削減義務のある先進国が、義務のない途上国で排出削減事業を実施し、事業により生じた

排出削減枠を先進国が獲得できる制度。国際排出量取引は、排出枠の売買を認める制度。

CDM/JI 京都メカニズム参照

4：循環型社会構築に向けた廃棄物リサイクル対策

PCB廃棄物

ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油や又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第2条)。

5：環境汚染の防止、安全・安心な生活の確保

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質(浮遊じん、エアロゾルなど)のうち粒径が10μm(マイクロメートル)(μm=1,000分の1mm)以下のものをいう。

健康項目

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として定められた環境項目で、公共用水域の水質汚濁に係るものと地下水の水質汚濁に係る環境基準がある。

生活環境項目

水質汚濁防止法施行令に基づく生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として環境基準が定められた環境項目で、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ基準値を定めている。

「環境ホルモン戦略計画 SPEED 98」

環境省(当時環境庁)における研究班の調査結果及び外国の研究者の招聘、OECDへのわが国研究者派遣等を通じて、外因性内分泌かく乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)問題についての環境省の基本的考え方と今後の具体的な対応方針を取りまとめたもの。対応方針を定めるにあたって判断根拠とした科学的知見の概要も収録されている。

POPs条約

POPsとは、環境中で分解されにくく、生物の体内に蓄積されやすく毒性を有するといった性質を持つPCB、DDT、ダイオキシン等の残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants)のことで、一部の国々の取組のみでは地球環境汚染の防止には不十分であり、国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等を行う必要性から、2001年5月、採択された。対象物質の製造、使用の原則禁止及び原則制限、POPsを含む廃棄物の適正管理・処理等の内容が盛り込まれている。

自動車NOx・PM法

同法は、大都市地域の深刻な大気汚染を背景として、指定された対策地域において、窒素酸化物(NOx)と粒子状物質(PM)について、大気環境基準を平成22年までに概ね達成

することを目標に、平成13年に成立した(NOxに関しては平成4年成立の自動車NOx法の改正)。同法律では、一定の自動車(トラック・バス及びディーゼル乗用車)に関してよりNOxやPMの排出の少ない車を使うよう「車種規制」が盛り込まれており、これにより大都市地域で所有し、使用できる車が制限されることになった。

ディーゼル排気粒子(DEP)

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質のことで、発がん性のおそれなど人の健康への悪影響が懸念されている。

6：生物多様性の保全

新・生物多様性国家戦略

私たちの子孫の代になっても、生物多様性の恵みを受け取ることが出来るように、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針と国のとるべき施策の方向を定めたもの。平成7年に生物多様性国家戦略が策定された後、地球環境保全に関する関係関係会議において14年3月に見直しされ、「新・生物多様性国家戦略」の決定に至った。

カルタヘナ協定書

遺伝子組換え生物の利用等による生物多様性への影響を防止するために、輸出入に関する国際的な枠組みを定めた協定書。「生物多様性に関する条約」に基づく協定書として、2000年(平成12年)1月に採択されているが、締約国が50カ国に達した後90日で発効することになっている(平成15年4月現在47カ国と欧州共同体が締結している)。

ワシントン条約

野生動植物の特定の種が過度の国際取引により絶滅の危機に瀕している事実を踏まえ、その国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、生息地における無秩序な採取捕獲を抑制し、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図ることを目的としている。1973年3月、米国のワシントンで採択された。

エコツーリズム

エコロジー(Ecology)とツーリズム(Tourism)を組み合わせた造語。動植物などの自然資源に恵まれた地域で、自然環境との共存を図りながら、自然観察を行ったり、先住民の生活や歴史を学んだりする滞在型の観光のあり方を指すもの。